

ジャマイカ国

西インド諸島大学
日本語学習機材整備計画

調査結果概要

目 次

	頁
プロジェクト位置図	
写真	
1. プロジェクトの背景・経緯 -----	1
(1) 要請の背景・目的 -----	1
(2) 要請の内容 -----	1
1) 要請年月 -----	1
2) 要請金額 -----	1
3) 要請内容 -----	1
2. 我が国の関連分野への協力 -----	1
(1) 我が国の関連分野への協力 -----	1
(2) 他のドナー国・機関の援助動向 -----	2
3. プロジェクトの実施体制 -----	2
(1) 組織 -----	2
(2) 財政状況 -----	6
(3) 技術水準 -----	7
(4) 既存施設・機材 -----	9
4. プロジェクトの内容 -----	11
(1) プロジェクトの概要 -----	11
1) 上位計画 -----	11
2) 当該セクターの現状 -----	12
3) プロジェクトの目的 -----	12
(2) プロジェクトの基本計画 -----	13
1) 設計方針 -----	13
2) 基本計画（機材計画） -----	13
3) 機材等調達計画 -----	14
4) 機材据付及び操作指導 -----	14
5) 事業実施工程表 -----	15
(3) 相手国側負担事項 -----	17
(4) 運営維持管理 -----	17
(5) 実施に当たっての留意事項 -----	17
5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果 -----	18
(1) プロジェクトの効果 -----	18
1) 直接効果 -----	18
2) 間接効果 -----	18
(2) 課題・提言 -----	18
1) 技術者のレベル向上 -----	18
2) 在庫管理方法の見直し -----	18
3) 予算の確保 -----	19

4) 我が国支援に係る広報について -----	19
(3) プロジェクトの妥当性 -----	19
6. 付属資料 -----	20
(1) 調査団員・氏名 -----	20
(2) 調査行程 -----	20
(3) 関係者（面会者）リスト -----	20
(4) 討議議事録及び当初要請からの変更点 -----	21

プロジェクト位置図



ジャマイカ国

(出典 : University of Texas Libraries)



キングストン市

(出典 : University of Texas Libraries)



西インド諸島大学
モナ校

(出典 : Google Map)

写



写真-1：西インド諸島大学モナ校正門入口。

真



写真-2：二重に施錠されている LL 教室入口。



写真-3：40人用 LL 教室。1996 年度文化無償で調達されたアナログ式 LL 機材が設置。



写真-4：40人用 LL 教室。整理整頓がなされ掃除が行き届いている。



写真-5：教師卓。右手がメインコンソール。



写真-6：アンプラック。使用方法のマニュアルが作成され丁寧に使用されている。

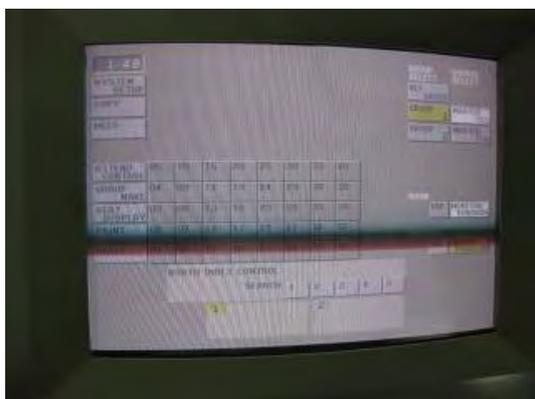


写真-7：メインコンソール。2008 年不具合が発生し現在もタッチパネルに不具合有り。



写真-8：使用頻度の高いヘッドホンは劣化が激しい。



写真-9：学生卓。概ね状態は良好。一部の
カセットテープレコーダーは性能劣化。



写真-10：床の配線はケースウェイを使用。



写真-11：LL 教室設置の液晶プロジェクター
(2002年度F/U調達機材)。使用頻度が高い。



写真-12：日本語教師の部屋に保管されてい
る国際交流基金寄贈の教材。



写真-13：日本語教師の部屋で施錠付キャビ
ネットで保管されているビデオ教材等。



写真-14：生きた教材として学生達に人気の
日本のレストランメニュー。



写真-15：カリブメディア通信研究所に移管さ
れたビデオカメラ。性能劣化している。



写真-16：既存のカセットテープ複製機。頻
繁に使用されてきたが状態はまだまだ良好。



写真-17: 既存の編集コントローラー。頻繁に使用されてきたが性能劣化している。

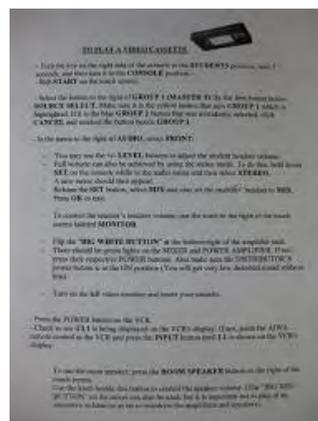


写真-18: 専任技術者が独自に作成した機材の使用マニュアル。



写真-19: 純粋応用学部電子ユニットの作業部屋。技術・維持管理面で本件支援にあたる。



写真-20: 学内に複数あるコンピュータールーム。学生は無料で利用可能。



写真-21: ポートアントニオ市のオープンキャンパス。コミュニティーセンターを利用。



写真-22: 写真-21の建物内部。衛星通信を利用し授業が行われる（マイク有り、カメラは無し）。



写真-23: 2005年に中国から支援されたLL機材。設置後すぐに故障し活用されていない。



写真-24: 中国LL機材の不具合はプーリー（滑車）のひび割れが原因。

1. プロジェクトの背景・経緯

(1) 要請の背景・目的

ジャマイカ（以下「ジ」国という。）は人口 269 万人、一人当たり GNI4,800 ドル（2008 年、世銀）の中所得国に位置付けられる小国ながら、カリブ地域のリーダー的存在として CARICOM 諸国¹へ大きな影響力を有する。1958～1962 年には「ジ」国を含むカリブ地域のイギリス植民地が「西インド連邦」として自治連邦制を採用していた背景をもち、現在も当時の結束は継続している。西インド諸島大学はかかる背景の下に誕生した大学であり、カリブ地域の 3 ヶ国にキャンパスを有し、また 16 ヶ国に対してアウトリーチプログラムとして遠隔地教育を実施する、地域レベルの高等教育機関である。

「ジ」国の首都キングストン市にある西インド諸島大学モナ校（以下「同大学」という。）は、1996 年度我が国文化無償資金協力にてアナログ式 LL 機材が整備された。長年に亘り日本語及びその他外国語（スペイン語、フランス語、ポルトガル語、中国語）の授業で利活用されてきたが、2008 年 3 月に突然メインコンソールに不具合が発生し、ほとんど使用不可能となった。一時復旧するも、2010 年 2 月に再び不具合が発生して授業に支障をきたしている。既存機材は既に製造中止のためスペアパーツの入手が不可能であり、一時は大学独自による機材の更新が検討されたが、予算的制約から断念せざるを得なかった。

「ジ」国政府は、同大学の LL 機材の更新により、日本語教育の品質・レベルを向上させ、中期的（5 ヶ年計画）には現在選択科目である日本語コースを副専攻化（マイナー化）させ、長期的（10 ヶ年計画）にはジャマイカ人日本語教師の輩出及び両国間の友好関係を構築・促進できる人材の育成を目的として、機材の整備に必要な資金協力を我が国に対し要請した。

(2) 要請の内容

- 1) 要請年月 2008 年 10 月
- 2) 要請金額 21.2 百万円
- 3) 要請内容 合計 26 品目

日本語学習機材：教師用ユニット、学生用ユニット、教師用管理 PC（専用ソフトウェア付き）、デジタルパワードミキサー、スイッチングハブ等 26 品目

2. 我が国の関連分野への協力

(1) 我が国の関連分野への協力

我が国の関連分野への協力実績は表-1 のとおりである。1996 年度文化無償資金協力で LL 機材、2002 年度右フォローアップ事業で LL 機材のスペアパーツ等が整備されている。そのほか、JET プログラム²で 2000～2009 年に 153 人の研修員が日本へ招致されているほか、2009 年 8 月時点で文部科学省による国費外国人留学生 46 人が日本へ派遣されている。

¹ Caribbean Community：カリブ共同体。西インド諸島のカリブ諸国及び領土のモントセラト、南米ギアナ地方のガイアナ、スリナム及び中米のベリーズなどを含めた 14 ヶ国と 1 地域で結成されたカリブ海地域の経済協力を促進する機関。

² JET プログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略称。地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び（財）自治体国際化協会の協力の下、外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を目的として実施。

表-1 我が国の関連分野への協力実績（語学教育分野）

（単位：百万円）

実施年度	協力形態	案件名	供与 限度額	概要
1994年度～	留学生受入	国費外国人留学生制度		本邦大学等への留学
1996年度	無償資金協力	西インド大学に対する 語学教育機材	46.7	日本語学習機材の調 達
1996～1997年度	シニアボランティア	日本語教育の拡充		
1998年度～	青年海外協力隊	日本語教育の拡充		
2000年度～	研修員招致	外国青年招致事業		JETプログラム
2002年度	無償資金協力	1996年度文化無償フ ォローアップ事業	1.5	スペアパーツ等の調 達
2005～2007年度	教材助成	日本語教材寄贈プログ ラム		国際交流基金による 日本語教材支援

(2) 他のドナー国・機関の援助動向

表-2 西インド諸島大学に対する他のドナー国・機関の協力実績

実施年度	機関名	案件名	金額	援助形態	概要
不明	フランス政府	外国青年招致 事業	不明	研修員受入	フランスへジャマイカ 人教師の派遣
1960年～	フランス政府	技術者派遣	不明	技術協力	フランス語教師の派遣
2005年	中国政府	無償	不明	無償資金協力	LL機材（24人用）支援
2006年～ 2008年	中国政府	技術者派遣	不明	技術協力	中国語教師の派遣
2007年～	スペイン政府	技術者派遣	不明	技術協力	スペイン語教師の派遣
2008年～	ブラジル政府	技術者派遣	不明	技術協力	ポルトガル語教師の派 遣

3. プロジェクトの実施体制

(1) 組織

本プロジェクトの主管官庁は教育省、実施機関は西インド諸島大学モナ校である。1948年、ロンドン大学のカレッジのひとつとして西インド諸島大学の前身がモナに設立され、1962年にロンドン大学との提携関係から独立を果たした。同大学はカリブ地域で最も古くに設立されトップに位置する高等教育機関である。図-1のとおり、同大学のほか、バルバドス国にケイブヒル校、トリニダード・トバゴ共和国にセント・オーガスチン校の3つのキャンパス、そしてカリブ地域16ヶ国に衛星・インターネットを利用して遠隔授業を行うオープンキャンパスを有する。CARICOM諸国中から多くの若者らが西インド諸島大学を目指して集まり、大学全体の学生数は約39,000人、年間卒業生は約5,800人にのぼる。

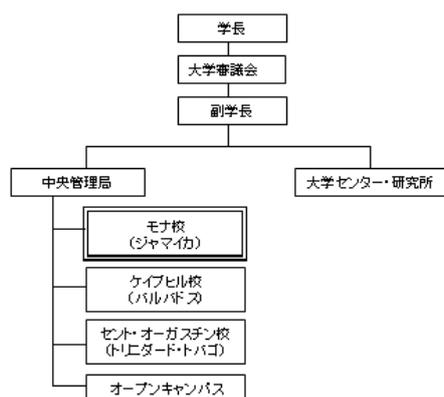
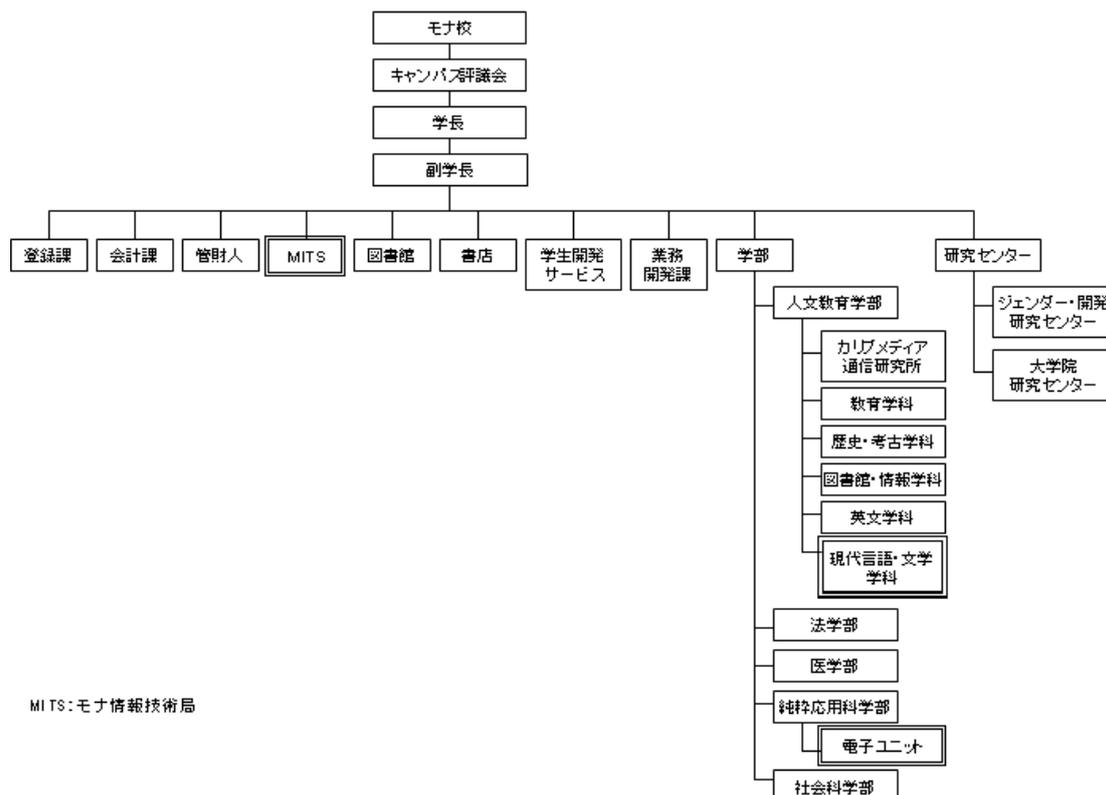


図-1 西インド諸島大学組織図

同大学の組織図は図-2 のとおりである。同大学、ケイブヒル校、セント・オーガスチン校の各キャンパスには、共通の学部である法学部、人文教育学部、社会科学部が設置されている。さらに、同大学とケイブヒル校には医学部、純粋応用科学部が、セント・オーガスチン校には自然科学部、農学部、医学部、工学部が設置されている。



MITIS:モナ情報技術局

図-2 西インド諸島大学モナ校組織図

表-3 のとおり、2008 年度の同大学の学生総数は 16,397 人で、内訳はキャンパスに通う学生が 14,447 人、オープンキャンパスの学生が 1,950 人である。授業は、前期 8～12 月、後期 1～5 月、夏期 6～7 月に分かれている。

本プロジェクトの実施部門は人文教育学部の現代言語・文学学科である。同学科には日本と中国から機材を支援された 2 つの LL 教室があり、日本の機材がある LL 教室 1 は 40 人用、中国の LL 教室 2 は 24 人用で、主に LL 教室 1 が利用されている。LL 教室を利用するの

は 5 つの外国語コース（日本語、スペイン語、フランス語、ポルトガル語、中国語）の授業、夏期講座、提携大学からの交換留学生の授業等である。外国語コースは他学部から、夏期コースは一般からも受講可能である。表-4 のとおり、2008 年度は学生 3,613 人（うち日本語コースは 275 人）、常勤教師 20 人、非常勤講師らが LL 機材を使用している。

表-3 2008 年度西インド諸島大学モナ校学生数

(単位：人)

学部・センター名 (計 7)	キャンパス	オープン キャンパス	合計
人文教育学部	4,917	764	5,681
カリブメディア通信研究所	368		
教育学科	457		
歴史・考古学科	509		
図書館・情報学科	201		
英文学科	1,470		
現代言語・文学学科	1,912		
法学部	62	0	62
医学部	2,001	685	2,686
純粋応用科学部	2,262	74	2,336
社会科学部	5,175	427	5,602
ジェンダー・開発研究センター	22	0	22
大学院研究センター	8	0	8
合計	14,447	1,950	16,397

(出典：西インド諸島大学モナ校提出資料)

表-4 2008 年度外国語コース受講者数

(単位：人)

言語	2007 年度	2008 年度
日本語	256	275
スペイン語	2,706	2,348
ポルトガル語	0	100
フランス語	774	890
中国語	62	0
合計	3,798	3,613

※1 前期・後期の延べ人数である。

※2 2007 年度はポルトガル語教師不在のため受講者なし。

※3 2008 年度は中国語教師不在のため受講者なし。

(出典：西インド諸島大学モナ校提出資料)

1996年度文化無償でLL機材が整備されてから現在に至るまでの日本語コースの受講者数の推移、及び今後4年間（2012年度まで）の予測は表-5のとおりである。日本からの支援により、受講者は1996年度の72人から2008年度の275人へと約4倍になり、着実に日本語学習者を増やしている。また、JETプログラムのALT（外国語指導助手）や文部科学省による国費外国人留学生を多数輩出するなどの実績も挙げている。

表-5 日本語コース受講者数の推移及び予測

(単位：人)

年度	学生	一般	計
1996	72		72
1997	66		66
1998	94		94
1999	96		96
2000	84		84
2001	94		94
2002	98		98
2003	146		146
2004	176		176
2005	128		128
2006	248		248
2007	256		256
2008	260	15	275
2009	270	45	315
2010	270	45	315
2011	290	45	335
2012	290	45	335

※1 前期・後期の延べ人数である。

※2 2000年度はクラスの再編成を実施したため減員している。

※3 2005年度は日本語教師（JOCV）が2人から1人に減員された。

(出典：西インド諸島大学モナ校提出資料)

(2) 財政状況

「ジ」国政府及び教育省の2006～2009年度予算は表-6のとおりである。「ジ」国は、食糧やエネルギーの多くを輸入に依存しているため外的要因やハリケーン等自然災害の影響を受けやすく、一般的にその経済基盤は脆弱である。2007年8月に首都キングストン市に上陸したハリケーン・ディーンの被害は予想以上に大きく、2007年のGDP実質成長率は1.4%、2008年は-0.6%と伸び悩み、2007年後半から始まった食料品の高騰を背景にインフレ率は21%（2008年、世銀）にのぼる。従い、表-6の政府予算では毎年成長がみられるが、実質的には厳しい財政状況下にある。

表-6 「ジ」国政府及び教育省の予算

(単位：10億ジャマイカドル)

年度		2006 (実績)	2007 (実績)	2008 (実績)	2009 (計画)
「ジ」国政府	予算の伸び率 (%)	-	6.2	28.7	13.4
	予算額	358.2	380.4	489.5	555.0
教育省	予算の伸び率 (%)	-	15.3	21.8	24.4
	予算額	41.6	47.9	58.4	72.6

注) 予算執行期間は、4月から翌年3月まで。

(出典：西インド諸島大学モナ校提供情報)

同大学の2006～2009年度における予算実績は表-7のとおりである。同大学の予算は、教育省から配賦金、授業料、書籍販売等の自己収入等から成る。上述の国家財政の逼迫により2009年度の配賦金は減額されているが、毎年対予算2～5%の黒字を保ち、余剰金は翌年度に繰り越されている。

表-7 西インド諸島大学モナ校の予算

(単位：ジャマイカドル)

年度	2006 (実績)	2007 (実績)	2008 (実績)	2009 (実績)
収入				
政府予算	5,081,372,015	5,126,623,247	5,898,778,006	5,204,822,000
授業料	1,167,995,728	1,359,692,955	1,431,314,101	1,695,992,000
自己収入	937,827,065	1,220,681,397	1,393,457,447	1,539,520,589
寄付金	911,660,311	620,733,937	631,682,592	642,824,362
その他	1,141,488,807	1,510,230,044	1,460,872,154	293,917,000
資本組入	-96,764,262	-110,321,566	-123,197,804	-137,365,552
合計	9,143,579,664	9,727,640,014	10,692,906,496	9,239,710,399
支出				
給与	5,698,891,499	6,079,032,313	7,007,470,365	6,406,487,374
水道光熱費・電話代	413,659,983	563,901,761	624,671,772	473,858,320
機材費	201,174,370	326,803,651	287,245,810	52,734,992

施設費	259,357,091	202,949,046	245,731,017	423,854,948
維持管理費	371,776,662	525,519,472	480,342,313	291,406,883
その他	1,795,692,022	1,839,116,498	1,587,283,542	1,380,100,697
合計	8,740,551,627	9,537,322,741	10,232,744,819	9,028,443,213

注) 予算執行期間は、9月から翌年8月まで。(出典：西インド諸島大学モナ校提出資料)

同学部の2006～2009年度における予算の実績を表-8に示す。同学部の予算は教育省からの予算と夏期コース授業料等の自己収入から成る。いずれの学部も厳しい予算であるため、財務課に追加予算を申請しても承認されるのは容易でなく、学部内で何とか予算を遣り繰りしているのが実情である。しかし、本プロジェクトに対しては同大学も力を入れており、維持管理費等を含めて計画どおりプロジェクトが実施・遂行されるよう優先的に手当てする意向である。

表-8 西インド諸島大学モナ校人文教育学部の予算

(単位：ジャマイカドル)

年度	2006 (実績)	2007 (実績)	2008 (実績)	2009 (実績)
収入				
政府予算	590,235,909	624,522,672	660,790,998	697,308,201
自己収入	193,479,636	166,103,099	55,975,514	94,859,234
合計	783,715,545	790,625,771	716,766,512	792,167,435
支出				
給与	418,737,819	413,516,787	491,687,678	647,865,811
サービス費	16,513,718	16,935,969	19,690,909	18,172,292
スタッフ関連費	150,384,745	163,381,770	154,588,791	0
維持管理費	4,674,262	5,155,645	4,417,842	5,153,405
一般経費	13,306,082	13,770,436	13,003,274	13,800,989
部門経費	417,083	573,811	152,306	2,315,704
減価償却費	5,250,231	9,568,988	9,051,806	10,000,000
プロジェクト費	168,691,297	176,752,439	93,859,234	94,859,234
合計	777,975,237	799,655,845	786,451,840	792,167,435

注) 予算執行期間は、9月から翌年8月まで。(出典：西インド諸島大学モナ校提出資料)

(3) 技術水準

要請機材の総責任者は同学科長である。機材使用者は、既存機材と同じくLL教室を利用する外国語コースの学生及び教師で、2008年度は学生3,613人(うち日本語コースは275人)、常勤教師20人及び非常勤講師である。要請されている機材は、デジタル式LL機材の中でも簡易なUSBメモリー方式³で、専門的かつ高度な技術は不要であり、教師側・学生側

³学生側がPCを使用しないデジタル式外国語学習システム。対するCALL(Computer-Assisted

ともマニュアルを見れば簡単に理解・使用できることから、操作・運用面で技術的な問題はないと判断される。教師・講師の中で機材の使用頻度が高いのは表-9 の 14 人である。

表-9 主な機材使用教師・講師

No.	氏名	業務 経験	常勤 非常勤	担当 言語	出身国	最終学歴/経歴
1	Ms. Tazuko Iijima	6 年	常勤	日本語	日本	國學院大學文学部学士 埼玉大学文化科学研究科修士 2004～2006 年 JOCV 2006 年～大学職員
2	Ms. Kumiko Yoshida	2 年	常勤	日本語	日本	立命館大学文学部学士 2008 年～JOCV
3	Ms. Maria Reyes Agullo Pastor	1 年	常勤	西語	スペイン	アリカテ大学芸術学部学士
4	Ms. Maria Isabel Estrada-Velez	1 年	常勤	西語	コロンビア	アンティオキア大学教育学部学士
5	Ms. Esmeralda Nunes	12 年	常勤	西語	エルサルバドル	エルサルバドル大学科学部学士
6	Mr. Fredy Patino	8 年	常勤	西語	コロンビア	コロンビアナショナル大学芸術学部学士
7	Ms. Maria Teresa Villoria-Nolla	8 年	常勤	西語	スペイン	ノッティンガム大学博士
8	Ms. Francoise Cevaer	15 年	常勤	仏語	フランス	ボア大学芸術学部学士・修士 パリ第 13 大学哲学博士
9	Ms. Nathalie-Zoe Fabert	4 年	常勤	仏語	フランス	モンペリエ第 3 大学芸術学部・哲学部学 士
10	Mr. Pilles Lubeth	7 年	常勤	仏語	仏領 マルティニーク	アンティユ・キウイアンヌ大学芸術学部学士
11	Ms. Patricia dos Reis	1.5 年	常勤	葡語	ブラジル	オロ・プレット連邦大学芸術学部学士 ミシシピ大学芸術学部修士
12	Mr. Warrick Lattibaudiere	4 年	非常勤	西語 仏語	ジャマイカ	西インド諸島大学モナ校芸術学部学士
13	Ms. Dejon Lingo	5 年	非常勤	仏語	ジャマイカ	ミシシピ大学教育学部卒業 西インド諸島大学モナ校芸術学部学士
14	Mr. Jaron Whitely	5 年	非常勤	西語 仏語	ジャマイカ	西インド諸島大学モナ校芸術学部学士

(出典：西インド諸島大学モナ校提出資料)

Language Learning) 方式はネットワーク上で教師・学生共に PC を使用するデジタル式外国語学習方式。

(4) 既存施設・機材

既存機材は同学科 1 階の LL 教室 1 に設置されている。教室の寸法は縦 10.5m×横 8.75m×高 4.5m、入口ドアは縦 2.03×横 0.78m で、床はタイル張りでケースウェイにより配線されている。室内は空調が完備され、建物と教室の入口は施錠がなされ二重の防犯対策が施されている。日本語教材は、日本語教師の部屋にある施錠付キャビネットで厳重に保管・管理されている。学生に貸し出す場合は台帳に記入して管理している。

既存機材のほとんどは、1996 年度文化無償及び 2002 年度フォローアップ事業（表-1 参照）で整備されたもので、それら機材の現況は表-10 のとおりである。

ビデオ撮影機材、ビデオ編集機材に関しては、日本語コースの教材制作やプロモーションビデオ制作のために 2008 年 10 月頃まで利用されていたが、現在は同学部のカリブメディア通信研究所⁴（以下「同研究所」という。）に移管されている。同研究所で確認した結果、8 インチ及び 14 インチカラーモニター、パワーアンプ内蔵スピーカーなど利用されている機材もあるが、多くの機材は既に経年劣化や性能劣化が顕著である。また、不具合のある機材はスペアパーツが入手不可能で、13 年間を経て技術が進歩したため、総体的に使用頻度は低くなっている。

表-10 既存機材リスト（我が国の文化無償で整備された機材）

No.	機材名	数量	原産国	設置年	状況
LL 機材					
1	LL コントロールコンソール	1	日本	1996 年	タッチパネル不良
2	教師卓	1	日本	1996 年	良好
3	マスターレコーダー	2	日本	1996 年	良好
4	レスポンスアナライザー	1	日本	1996 年	良好
5	プログラムエディター	1	日本	1996 年	良好
6	電源供給装置	2	日本	1996 年	良好
7	ヘッドセット	46	日本	1996 年	磨耗・劣化
8	教師用椅子	1	日本	1996 年	良好
9	学生卓	20	日本	1996 年	良好
10	学生用レコーダー	41	日本	1996 年	一部不具合有り
11	カセットテープ複製機 (マスター)	1	日本	1996 年	良好 最近は使用頻度が低い
12	カセットテープ複製用 プリンター	1	日本	1996 年	良好 最近は使用頻度が低い
13	液晶プロジェクター	1	日本	2002 年	良好
14	ヘッドセット	20	日本	2002 年	磨耗・劣化

⁴ Caribbean Institute of Media and Communication（通称 CARIMAC）。同学部に属する学科のひとつ。変化する世の中の要求に応じたメディア・情報産業で即戦力となる人材の育成を目指している。ラジオ、テレビ、PR、ソーシャルマーケティング等 6 つの専門コースを有する。

ビデオ撮影機材					
15	業務用ベータカム ビデオカセットレコーダー	2	日本	1996年	性能劣化
16	三脚	2	日本	1996年	所在未確認
17	8インチカラーモニター	2	日本	1996年	良好
18	ダイナミックマイク	2	日本	1996年	良好
19	ポータブルカセットレコーダー	2	日本	1996年	所在未確認
20	ポータブルバッテリーライト	2	日本	1996年	良好
21	ライティングキット	2	日本	1996年	不具合あり、スペアパーツ入手不可
ビデオ編集機材					
22	業務用ベータカム ビデオカセットプレーヤー	2	日本	1996年	性能劣化
23	業務用ベータカム ビデオカセットレコーダー	1	日本	1996年	性能劣化
24	ビデオ編集機	1	日本	1996年	性能劣化
25	ビデオスイッチャー	1	日本	1996年	性能劣化
26	8CH オーディオミキサー	1	日本	1996年	性能劣化
27	14インチカラーモニター	4	日本	1996年	性能劣化
28	CD プレーヤー	1	日本	1996年	性能劣化
29	ダイナミックマイク	2	日本	1996年	良好
30	卓上型マイクスタンド	2	日本	1996年	良好
31	パワーアンプ内蔵スピーカー	1 対	日本	1996年	良好
32	カセットデッキ	1	日本	1996年	性能劣化

同大学が自助努力にて調達した機材は表-11 のとおりである。マルチビデオカセットレコーダー及び DVD プレーヤーは No. 13 の液晶プロジェクターと接続し、日本語教材のビデオや DVD を活用した授業で頻繁に利用されている。

表-11 既存機材リスト（自己調達機材）

No.	機材名	数量	原産国	設置年	状況
1	マルチビデオカセットレコーダー	1	日本	2000年	良好
2	DVD プレーヤー	2	日本	2004年	良好
3	カセットテープレコーダー	1	日本	1996年	性能劣化

既存 LL 機材は学生 40 人用で、日本語コースの定員は最大 40 人である。表-12 のとおり、クラスはレベルⅠ（初級）・レベルⅡ（中級）・レベルⅢ（上級）の 3 つに分けられ、レベルⅠが 3 クラス、レベルⅡ～Ⅲが各 2 クラス、合計 7 クラスある。各クラスが週 1 時間 LL 教室を使用しており、日本語コースについては週 7 時間利用している。他言語を含めると

全体で週 28 時間使用されており、稼働率は約 60%である。

日本語コースは、2010 年度の授業から新たに「日本の文化」「ビジネス日本語」コースを増設するとともに、オーラルとリスニングを一層強化する方針である。その場合、日本語コースだけで現在の 2 倍となる週 18 時間程度（既存 7 クラス 14 時間＋新設 2 クラス 4 時間）、他言語と併せると週 40 時間程度使用されると予測しており、稼働率は 80%以上になると見込まれる。また、2008 年度から夏期講座が開設されたことで、社会人、高校生、主婦ら一般市民も同大学で日本語を学習する機会が得られた。さらには、これまで LL 教室は授業のみで使用されていたが、本プロジェクト実施後は教師または専任技術者による管理の下、授業の空き時間は自習用に開放し、機材の更なる活用を図る計画である。

表-12 2008 年度後期の LL 教室時間割

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
09:00-10:00		日本語Ⅱ		フランス語	フランス語
10:00-11:00	スペイン語	日本語Ⅰ	フランス語	日本語Ⅰ	フランス語
11:00-12:00		フランス語	日本語Ⅲ	スペイン語	
12:00-13:00			ポルトガル語	スペイン語	
13:00-14:00		スペイン語	日本語Ⅱ	日本語Ⅲ	フランス語
14:00-15:00		スペイン語	スペイン語	授業なし	日本語Ⅰ
15:00-16:00	スペイン語	スペイン語	スペイン語		フランス語
16:00-17:00	ポルトガル語	フランス語	フランス語		
17:00-18:00			スペイン語		

(出典：西インド諸島大学モナ校提出資料)

要請機材は既存機材との置き換えで LL 教室 1 に設置される。2008 年に不具合が発生したメインコンソールは、2010 年 2 月に入りタッチモニターの音声ボリューム調整が全く機能しなくなり、現在はヘッドホンではなくスピーカーを通して授業を行っている。既に LL 教室として機能しておらず、授業に支障をきたしており、同大学からは早急な支援が望まれている。なお、本案件実施後は、既存機材の継続使用は不可能であるため、撤去後は適切な方法で廃棄処分する予定である。

4. プロジェクトの内容

(1) プロジェクトの概要

1) 上位計画

「ジ」国政府は、中期的社会開発方針に基づき「中期社会経済政策フレームワーク」を策定しているが、「教育」は重点分野の一つに挙げられており、「教育へのアクセス向上及び質の改善」を政策目標に立てている。本件はこの政策目標に合致するものである。

2) 当該セクターの現状

「ジ」国の高等教育機関において日本語は履修科目の一つとなっており、スペイン語、フランス語に続く第三番目の外国語に位置付けられている。一方、「ジ」国には日本企業の数が限られていること、日本と直接取り引きするビジネスマンが少ないことから、日本語学習者の数は必ずしも多いとは言えないが、JET プログラムの ALT（外国語指導助手）や文部科学省の国費外国人留学生を目指すための日本語学習者数はここ数年増加傾向にある。

日本語教育の歴史はまだ浅く、1992 年に民間の語学学校で始まった。その後、1994 年に同大学同学部語学・言語学・哲学科（当時）でセミナー形式の日本語教育が取り入れられ、1996 年からは同学科の外国語選択科目として日本語講座が開設された。日本からシニア海外ボランティア、青年海外協力隊員（以下「JOCV」という。）が派遣され、2006 年からは元 JOCV の日本人教師が大学職員となり、現在は日本人教師と JOCV の 2 人体制で指導にあたっている。

同大学には 1996 年度我が国文化無償資金協力で LL 機材が整備されており、日本語及びその他外国語の授業で毎日活用されている。これまで保有しなかった LL 機材が導入され、語学学習環境が整備されたことにより、外国語習得に必要なオーラル・リスニング・スピーキングの学習が実践的かつ効果的に教授できるようになった。以前 72 人だった日本語学習者は 2008 年度には 275 人となり、受講者数の増加のみならず授業の質の向上にも成果をあげているほか、日本語コースの学生らを中心としたサークル「ジャパン・クラブ⁵」の活発な活動により、日本及び日本の芸術文化発信拠点として同大学は大きな役割を担っている。

「ジ」国では、日本車、日本食、電化製品に加えてアニメ・音楽等ポップカルチャーの人气が定着してきている。同大学は、日本語コースの副専攻化（マイナー化）の実現により、日本語学習者及び日本に興味を抱く学生の更なる増加、また日本との架け橋となる人材の育成を目指している。さらには、日本語コースをアウトリーチプログラムへ発展させ、遠隔地の人々に日本語を学習できる環境を提供する考えである。

しかしながら、2008 年 3 月に既存 LL 機材のメインコンソールに不具合が発生し、一時は全く使用できない状況となった。同大学技術者の応急措置により、一時は使用可能な状態にまで回復したが、2010 年 2 月に再度不具合が発生し、使用開始から 13 年を経過した機材の老朽化や劣化は否めず、今後長期的な使用は困難なものと予測される。既存機材はアナログ式で、既に「ジ」国においても記録媒体のカセットテープは入手困難となり、替わって CD、DVD、USB 等デジタル媒体が主流となっていること、既存機材は製造中止のためスペアパーツが入手不可能であることなど維持管理面が危惧され、機材の更新が急務となっている。

3) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、日本語教育の品質・レベルを向上させ、中期的（5 ヶ年計画）には現

⁵メンバー約 30 人。日本語や日本文化の研究・広報を目的に週 1 回活動している。大学のリサーチ・デイ（各学期前のオリエンテーション）では、ブースでの日本文化の紹介、パンフレットの配布、日本語によるスピーチ等を行い、高校生を中心とする多くの人々へ日本をアピールしている。

在选择科目である日本語コースの副専攻化（マイナー化）の実現等に貢献することを目的としている。

(2) プロジェクトの基本計画

1) 設計方針

本無償資金協力は、「ジ」国における日本語学習環境の改善を目的とし、西インド諸島大学において、日本語学習機材の整備を行うために、「ジ」国政府の要請と現地調査及び協議の結果を踏まえて、以下の方針に基づき計画することとした。

機材の老朽化・劣化、及びスペアパーツ・消耗品の確保など維持管理の問題で今後の使用が危ぶまれるアナログ式 LL 機材をデジタル式に一式更新する。オーラル・リスニングに重点を置いた仕様とし、自宅学習が可能で、かつ維持管理が簡単で費用がかからない USB メモリー方式を採用する。なお、2002 年度フォローアップ事業で調達した液晶プロジェクターや国際交流基金から寄贈された日本語教材は引き続き活用する。

同大学の日本語学習者の規模、既存機材の内訳及び活動内容から必要数量を算定した。基本的に既存機材の更新であることから、機材内容・数量・技術仕様のいずれも必要最低限の内容とする。

2) 基本計画（機材計画）

上記設計方針に基づき、設置場所の規模、活動内容、先方の要望等を勘案の上、計画対象機材の選定を行った。

本プロジェクトで整備される機材の概要は表-13 のとおりである。数量については、日本語コースは各クラスの定員が最大 40 人であることから、メインとなる LL システムは学生 40 人用とする。その他機材については、40 人用 LL システムに必要なかつ適正な数量を選定している。既存機材の現況及び代替機材がないこと、同大学の活動計画や中長期目標を達成するためには全機材が必要であることから、全て優先度 A とした。なお、「ジ」国から要請されている日本語教材の中にビデオが含まれているが、メディア市場は DVD が主流で今後長期間に亘る使用が期待できないため、対象の可否を検討する必要がある。

表-13 主要要請機材の内容・規模

主な機材名	用途	数量
40 人用 LL システム	大学及び課外活動における日本語教育用	一式
RGB 分配器	上記 LL システム内の RGB 信号の分配用	1
液晶ビデオモニター	スクリーン投射映像のモニター用	1
AV 接続パネル	ミキサーと外部映像音声機器の間をケーブルで接続するためのインターフェース端子盤	1
デジタルパワード ミキサー	ビデオ信号の切り替えとオーディオ信号の切り替え・ミキシング用	1
スイッチングハブ	教室内 LAN のルート切り替え用	1
日本語教材	日本語科における日本語教育用	一式

3) 機材等調達計画

本プロジェクトにおける機材等の調達先は表-14 のとおりである。

表-14 機材等調達先

機材名	原産国			備考
	現 地	日 本	第三国	
40 人用 LL システム		○		
RGB 分配器		○		
液晶ビデオモニター		○		
AV 接続パネル		○		
デジタルパワードミキサー		○		
スイッチングハブ		○		
日本語教材		○		
LL システム用スペアパーツ		○		
割合 (%)	0%	100%	0%	

消耗品は特に発生しない。教材を記録する USB メモリーは同大学の書店、市内のスーパー、電器店で日本とほぼ同価格にて容易に入手可能である。スペアパーツが発生した場合は、「ジ」国に日本のメーカー代理店はないため、同大学の取引業者（国内外含む、事前審査を経て取引を許可された業者）を通じて米国等近隣国から調達するか、日本から調達することになる。

「ジ」国の電圧は AC110V、周波数は 50Hz、テレビ方式は NTSC、リージョンコードは 1 である。

本プロジェクトで調達される機材の輸送は、日本側負担により、調達契約業者が行う。日本で調達される機材はコンテナ詰めされた後、海上輸送され、「ジ」国キングストン港にて陸揚げされる。陸揚げ後、コンテナのまま港から約 15km 離れた同市内サイト（同大学）まで陸上輸送される。所要期間は、海上輸送に約 5 週間、内陸輸送に約 1 日を要する。

同大学は免税方式をとっており、20 年以上契約実績のある通関業者を通して免税手続きを行うことから、迅速に通関手続きがなされる予定である。必要書類は B/L、インボイス、贈与証明書で、所要期間は書類提出後 2～7 日とのことである。

4) 機材据付及び操作指導

機材計画のうち、据付が必要な機材は LL システム一式である。据付については、機材メーカーまたはメーカー代理店の技術者が行い、据付時に初期操作指導も併せて実施する。なお、本プロジェクト実施時には、要請機関負担で既存機材を撤去する約束であり、人員は大学内で確保できることから、確実に事前準備が実施される見込みである。

5) 事業実施工程表

本プロジェクトの事業実施工程表を表-15 に示す。

表-15 事業実施工程表

暦年		2010年										2011年					
会計年度		平成21年度	平成22年度										平成23年度				
項目		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
契約	交換公文(E/N)締結	▽															
	贈与計画(G/A)	▽															
	調達監理契約		▽														
入札 段階	入札仕様書作成			□													
	機材価格、諸経費調査			▽													
	予定価格の作成			▽													
	入札公告(案)の作成			▽													
	入札図書(案)の作成			▽													
	入札図書承認			▽													
	在京大使館への入札手続き説明			▽													
	入札公告、入札図書配布				▽												
	質問受付・回答(アmend含む)				□												
	入札						▽										
入札評価						□											
業者契約締結							▽										
業者契約認証								▽									
調達 段階	発注							▽									
	機材製作								□								
	船積前検査												□				
	輸送													■			
	納入・開梱														■		
	機材据付工事														■		
	初期操作指導・運用指導															■	
業務完了の確認															□	合計M/M	
要員 計画	業務主任(3号)			0.09 □	0.12 □		0.19 □									0.10 □	0.50
	機材調達担当(4号)			0.20 □	0.23 □		0.19 □	0.17 □	0.07 □							0.37 □	1.23

□ 国内業務
■ 現地業務

(3) 相手国側負担事項

本プロジェクト実施にあたって、「ジ」国側の負担事項は表-16 に示すとおりである。これらの金額は、同大学の 2008 年度年間予算 10 億ジャマイカドルの 0.1%未満であり、十分に負担可能と判断される。

表-16 相手国側負担事項

負担内容	負担経費 (ジャマイカドル)	備考
既存 LL 機材の撤去	無	大学内の専門部署が対応
支払授權書 (A/P) 発行、 銀行取極め (B/A) に係る手数料	18,937	

(4) 運営維持管理

維持管理については、同学科に所属する技術者 1 人が専任で担当する。授業が行われないう週木曜日午後（定期点検）と学期間休暇（6～7 月の夏期講座がない期間、より詳細な点検・保守）にメンテナンスを行っている。専任技術者は、ジャマイカ工科大学電気学科を卒業し、電気分野に関する知識は十分に備わっており、電気工事技術者資格を有している。また、同大学には複数の学部から幅広い機材の維持管理を任されている純粋応用科学部電子ユニット（以下「電子ユニット」という。技術者 5 人。）と、インフラ構築から機材選定まで大学全体の IT を統括するモナ情報技術局（以下「MITS」という。技術者 56 人。）があり、彼らが専任技術者の支援にあたる。現在も機材に不具合が発生した場合、まず専任技術者が初期診断のうえ修理を行い、それでも解決できない場合は電子ユニットまたは MITS へ支援を要請している。しかし、今次要請機材は維持管理が容易なことから、基本的には専任技術者 1 人で十分に運用可能であると考えられる。

本プロジェクトが実施された場合、消耗品は発生しないため、維持管理に係る費用は些少である。同学科では（同学科全体の施設・機材に係る維持管理費として）年間約 14,000 米ドルの予算を確保しており、万一の場合は本予算で十分に対応可能である。また、臨時の支出が必要となった場合においては、同学科の別科目の予算を振り当てるか、財務課に追加予算を申請する予定としていることから、維持管理の実施に問題はないと判断される。

(5) 実施に当たっての留意事項

特になし。

5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果

(1) プロジェクトの効果

1) 直接効果

- ① 日本語学習者・教師約 340 人に対し、語学学習に特化した効果的・効率的な学習環境を提供する。2010 年 1 月から、外国語コースでは LL 教室の利用時間を週 28 時間から週 40 時間程度に増加する予定であり、十分な活用が見込まれるほか、LL 教室を利用する他言語学習者・教師ら約 3,400 人にも同時に裨益する。
- ② 授業の質を高め、オーラル、リスニング、スピーキングのレベル向上が図られる。
- ③ デジタル化されることで USB メモリーへ教材を容易にダウンロード可能となり、授業時間以外のいつでも自宅等で自習が可能となる。

2) 間接効果

- ① 教師が学習者一人一人の進捗を管理画面で視覚的に把握できることからタイムリーな指導が可能となるほか、アナライザー機能により質問回答結果を即時に分析でき、学習者の学習意欲を促進する効果がある。
- ② 日本語能力検定 3 級、2 級、最終的には 1 級合格レベルの学生が育ち、日本への留学生の増加やジャマイカ人日本語教師の育成に繋がる。これらの促進と共に、中期目標（5 年計画）である日本語コースの副専攻化（マイナー化）、長期目標（10 年計画）であるジャマイカ人日本語教師の輩出及び両国間の友好関係を構築・促進できる人材の育成が期待される。
- ③ 本プロジェクトの実施により、要請機関は LL 教室 1 を「日本ルーム (Nippon Room)」と命名し、日本からの支援をアピールする計画を有しており、多くの学生らが日本への関心・興味を抱くことが期待される。

(2) 課題・提言

1) 技術者のレベル向上

LL 教室の専任技術者は、昨年ジャマイカ工科大学電気学科を卒業し、同大学に技術者として雇用された。電気工事技術者資格を有し、電気分野の知識は十分に備わっているものの、実質的な業務経験は 1 年程度である。今次要請機材は比較的維持管理の容易な内容ではあるが、熟練した技術者を擁する電子ユニット及び MITS にて OJT を実施し、外部・内部を問わず機材研修に同技術者を積極的に参加させることにより経験を積み、同技術者の技術レベルの向上を図ることが望まれる。

2) 在庫管理方法の見直し

1996 年度調達機材について現況調査を行った。LL 機材、ビデオ編集機材については全ての所在を確認できたものの、ビデオ撮影機材は CARIMAC に移管されており、所在不明な機材が数点あった。調査最終日に資産管理を担当する財務課に所在確認を依頼したが結果発見できず、定期的なインベントリがなされていない可能性が考えられる。その場合にお

いては、学内（または学科内）の管理方法を見直し、本プロジェクトが実施された際には各機材について適正な資産管理を行う必要がある。

3) 予算の確保

同大学の予算は教育省からの配賦金が半分以上を占めるが、国家財政の逼迫で配賦金も減少傾向にあり、予算の確保は容易ではない。同学科も維持管理費を含めた予算の増額を申請しているが、現段階では承認されていない。本要請機材にかかる維持管理費は少ないと想定されるが、機材を常に適正かつ安定した状態に保つため、常に維持管理に係る予算を確保する、または追加申請できる体制を構築しておく必要があると考える。

4) 我が国支援に係る広報について

本プロジェクトが実施された場合、同大学は以下の方法により日本からの支援を積極的に広報する計画である。

- ① 機材設置教室を“日本ルーム (Nippon Room)”と命名し、日本語・英語のプレートを教室入口に設置する。
- ② 大使館、JICA、日本関係者及び「ジ」国の関係省庁、関係機関らを招待し、引渡し式を開催する。その模様を TV Jamaica、Jamaica Information Service（政府系情報サイト）等メディアを使い広報する。
- ③ リサーチ・デイ（各学期前のオリエンテーション）等学内イベントにおいて、学生・一般市民らに日本語及び日本を広報する。
- ④ 同大学のホームページで支援を広報する。
- ⑤ 同大学のカタログ・パンフレットに本支援を日本語（漢字）のロゴを織り交ぜて広報する。

本案件が実現した場合は、過去と同様に隊員活動と連携が強化されれば、総合的なアピール効果が高まり有意義な支援になると思料され、我が国との関係もより密接かつ良好なものになると期待される。

(3) プロジェクトの妥当性

今次要請機材は、近年の機材デジタル化に対応するべく、アナログ式の既存機材の更新を図る内容とした。あくまで既存機材の更新を目的とするものであるため、機材内容、数量、仕様のいずれも必要最低限であることから、充分妥当と判断される。また、1996 年度及び 2002 年度整備機材の利活用状況や、複数のセクションから支援が得られるという点から、技術面・維持管理面も問題ないと考える。

6. 付属資料

(1) 調査団員・氏名

鮎川 朋子 団長、機材計画 (財) 日本国際協力システム
 赤木 寿春 機材調達・積算 (財) 日本国際協力システム

(2) 調査行程

No.	日付	旅程	内容	宿泊地
1	8/18 火	パナマシティ15:00(AA2190)→ 19:00マイアミ	移動	マイアミ
2	8/19 水	マイアミ10:30(AA1723)→11:08 キングストン	JICA・大使館表敬	キングストン
3	8/20 木		国家計画庁表敬 西インド諸島大学との協議・調査	キングストン
4	8/21 金		西インド諸島大学との協議・調査	キングストン
5	8/22 土		書類整理、市場調査	キングストン
6	8/23 日		書類整理、市場調査	キングストン
7	8/24 月		西インド諸島大学との協議・調査	キングストン
8	8/25 火		西インド諸島大学との協議・調査	キングストン
9	8/26 水		西インド諸島大学との協議・調査	キングストン
10	8/27 木		西インド諸島大学との協議・調査・ミニッツ署名 大使館・JICA報告	キングストン
11	8/28 金	キングストン08:00(JM015)→ 12:45ニューヨーク	移動	ニューヨーク
12	8/29 土	ニューヨーク13:10(JL005)→	移動	機内泊
13	8/30 日	16:10成田	移動	

(3) 関係者（面会者）リスト

西インド諸島大学モナ校

Mr. Joseph R. Pereira

Ms. Marie-Jose Nzengou-Tayo

Ms. Tazuko Iijima

Mr. Clifton McCook

Mr. Fazil Bacchus

Mr. Hutchinson

Mr. Crafton Williams

Mr. Jeremy Whyte

副学長

現代言語・文学学科長

現代言語・文学学科 日本語教師

現代言語・文学学科 技術担当

純粋応用科学部電子ユニット ユニット長

純粋応用科学部電子ユニット 技術担当

MITS

MITS

国家計画庁

Ms. Marsha Woolcock

シニアエコノミスト

在ジャマイカ日本国大使館

山口 祐志

特命全権大使

山口 忠彦

一等書記官

下手 円

専門調査員

JICA ジャマイカ支所

高嶋 俊政

支所長

(4) 討議議事録及び当初要請からの変更点

最終的に同大学と合意した討議議事録は別添のとおりである。

当初要請内容からの変更状況を表-17 に、新たに追加した機材を表-18 に示す。当初要請内容では、LL システムを構成する機材は個別アイテムとして記載されていたが、入札にはなかった場合に機材の種類から特定メーカーに絞られる可能性が大きいことから、競争性確保のため、LL システム一式として複数メーカーが仕様要件を満たすことができるよう構成機材を纏めている。

表-17 当初要請内容から削除・変更した機材⁶

No.	機材名	数量	理由
A-1	教師用ユニット	1	構成上、LL システム一式として統合。
A-2	ボイスサーバーユニット	1	同上
A-3	システム管理制御ソフトウェア (USB クライアント付属)	1	同上
A-4	教師用管理 PC	1	同上
A-6	19 インチディスプレイ	2	同上
A-7	教師卓	1	同上
A-8	教師用サイドデスク	2	同上
A-9	サイドデスク用追加棚板	2	同上
A-10	学生卓	20	同上
A-11	学生用ユニット	40	同上
A-12	ヘッドセット	41	同上
A-26	ボイスメモリーユニット	1⇒0	学生 48 名以上の場合に必要な拡張用ユニットであり、要請されている LL 機材 (40 名用) の構成上不要なため削除。
A-27	USB クライアントユニット	20	LL システム一式として統合。
A-28	スイッチングハブ	2⇒1	機材構成を確認した結果、数量が過剰なため 1 台に変更。

⁶ No. は当初要請書の番号である。

A-29	学生学習用 USB メモリー	40	LL システム一式として統合。
A-32	ボイスサーバーユニット (スペア)	1	同上
A-33	学生用ユニット (スペア)	10	同上
A-34	USB クライアントユニット (スペア)	5	同上
A-35	再生ソフトウェア付 USB (スペア)	40⇒0	再生ソフトウェアの代わりに通常 PC にインストールされている一般の音声再生ソフトウェアを利用可能、かつ学生でも USB メモリーを容易に入手可能であることから削除。
A-36	ヘッドセット (スペア)	10⇒1	同上

表-18 当初要請内容に追加した機材

機材名	数量	理由
UPS	1	構成上必要であるが、要請内容から漏れていたため。
USB クライアントパネル	20	構成上必要であるが、要請内容から漏れていたため、LL システム一式に追加。
教師用・学生用椅子	4	構成上必要であるが、要請内容から漏れており、かつ要請機関が耐久性のある日本製品を希望しているため、LL システム一式に追加。
日本語教材	一式	ヒアリング・発音の強化、日本語学習を通じた日本の文化や現代事情の紹介に必要なため追加。
USB クライアントパネル (スペア)	4	構成上必要であるが、要請内容から漏れていたため。予備として4台を追加。
教師用ユニット (スペア)	1	構成上必要であるが、要請内容から漏れていたため。予備として1台を追加。

MINUTES OF DISCUSSIONS
PRELIMINARY SURVEY
ON THE PROJECT FOR THE IMPROVEMENT OF
JAPANESE LANGUAGE LEARNING EQUIPMENT OF THE UNIVERSITY OF THE WEST INDIES
IN JAMAICA

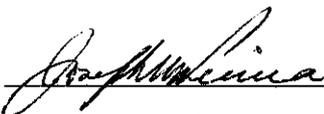
In response to a request from the Government of Jamaica (hereinafter referred to as “Jamaica”), the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) decided to conduct a Preliminary Survey on the Project for the Improvement of Japanese Language Learning Equipment of the University of the West Indies (hereinafter referred to as “the Project”) and entrusted the survey to Japan International Cooperation System (hereinafter referred to as “JICS”).

JICA sent to Jamaica the Preliminary Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”), which is scheduled to stay in the country from August 19 to August 28, 2009.

The Team discussed with the officials concerned of the Government of Jamaica and confirmed the details of the request. The main points discussed are described as attached herewith.

It should be noted that the implementation of the Preliminary Survey does not imply any decision or commitment by JICA to extend its grant for the Project at this stage.

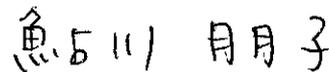
Mona, August 27, 2009



Joseph R. Pereira

Deputy Principal

University of the West Indies, Mona



Tomoko Ayukawa

Team Leader

JICA Preliminary Survey Team

Attachment

I. Title of the Project

The title of the Project is "Improvement of Japanese Language Learning Equipment of the University of the West Indies."

II. Objective of the Project

The objective of the Project is to contribute to modernizing and expanding the repertoire of equipment in order to have a national facility that responds to international standards.

III. Items requested by Jamaica

1. Project site

The site of the Project is the University of the West Indies, Mona, Jamaica.

2. Procurement of Equipment

The details of the requested items are listed in Annex-1.

3. Installation work (s) of LL Equipment

4. Consultant Services

Tender Documentation, Supporting works for Tender in Japan, and Supervision of the Project.

IV. Executing Agencies, Coordination Mechanisms

Executing Agency: University of the West Indies, Mona

Responsible Agency: University of the West Indies, Mona

V. Japan's Grant Aid Scheme

1. The Jamaican side understands the Japan's Grant Aid Scheme, as described in Annex-2.

In addition, the Team explained and the Jamaican side confirmed

- 1) The consultant of the Project will be recommended by JICA,
- 2) The consultant services are limited to supporting and supervisory works in Japan, due to the budget limitation of the Grant,
- 3) The tender of the Project will be held in Japan in the presence of the representative(s) of Jamaica. However, the cost of attending the tender from Jamaica shall not be covered by the Grant. When there is no representative of Jamaica in Japan, the Government of Jamaica or its designated authority shall entrust a consultant to hold the tender of the Project.

2. The Jamaican side will take the necessary measures described in Annex-3, for smooth implementation of the Project, as a general condition for the Grant to be implemented.

VI. Other relevant issues

1. Responsibilities of the Recipient Country

The both parties confirmed that the University of the West Indies, Mona shall promptly make preparations for the following in the case that the Government of Japan decides to conduct the Project appraisal and the Jamaican side consents the Project equipment list presented through the Embassy of Japan.

- (1) To appoint a representative of the Government of Jamaica to witness the tender before its notification.
- (2) To remove existing equipment and make power supply and room proper setting ready for the equipment to be procured before its arrival to Jamaica.
- (3) To assign or recruit LL engineer(s) before the arrival of the equipment.
- (4) To assign technical staffs during the installation works of the procured equipment.
- (5) To secure necessary budget for the above and the undertakings shown in Annex-3.

2. Publicity on the Project

The following activities will be carried out in recognition of the valuable contribution made by the people and the Government of Japan to the cultural development of the Jamaican people:

- (1) To place a Japanese ODA insignia on the donated equipment
- (2) To give LL room by the name of "Nippon Room" and place a commemorative plate in both Japanese and English at the entrance of LL room
- (3) To hold a handover ceremony in the presence of JICA Jamaica Office, the Embassy of Japan, Relevant Ministry or Organization of Jamaica as well as the mass media
- (4) To conduct public recognition through the mass media as press, radio, governmental news site "Jamaican Information Service" in the country
- (5) To promote/increase public appreciation through the web site of the University
- (6) To promote and increase Japanese cultural events (i.e. Speech contest of Japanese Language, Seminar concerning Japanese economic and culture, etc.)
- (7) To do PR on Japan or Japanese Language at the events of University as "Research Day"
- (8) To notify Japanese contribution in the brochure or pamphlet of the University

3. Regarding the Japanese Teaching Materials (Video Programs)

- (1) The Jamaican side understands that the requested Video Programs shall be procured through a specific entity which solely holds whole rights of the Programs, and the University of the West Indies may make a direct contract with the entity, in case that the Project will be implemented.
- (2) The Jamaican side confirmed that direct contract with the specific entity in the above case is possible and not contrary to the laws and regulations of Jamaica.
- (3) The Jamaican side also understands that the Video Programs procured under Japan's Grant Aid shall be used solely for "Educational Purpose" and shall be prohibited the copying.

END

The List of Equipment Requested

The priorities "A, B, C" are given for each item of equipment as per attached.

The Project
for the Improvement of Japanese Language Learning Equipment
of the University of the West Indies

Required Equipment List with specifications

Item No. (new)	Description	Specifications	Q'ty	Priority
A.	LANGUAGE LABORATORY SYSTEM FOR 40 STUDENTS			
A-1	Digital LL System	<p>*For 40 students</p> <p>*To be monitored the progress and drills for 40 students by teacher</p> <p>*Functions: including analyzer, study progress of each students, drill monitor (drill record status of students, monitor of individual student voice without disturbance to other students, simultaneous copy of teaching materials and recorded files to USB memory sticks of all students</p> <p>*Components: including the followings, but not limited to; teacher unit x1, voice server unit x1, management software x1, management PC (desk-top) with dual color LCD monitors (approx. 19") for teacher x1, desk (including a chair with casters) for teacher x1, side-desk with 3 shelves for teacher x2, booth desk (including 2 chairs with casters) for 2 students x20, student unit x40, headset with mic. x41, USB distributor x20, USB user terminal x40, USB memory stick (1GHz or more) for student x40 (The components may be changed under condition of no degradation of the system functions and performances to be required.)</p> <p>*Size of booth desk: approx. L142xD.46xH72cm or less</p> <p>*Spares: teacher unit x1, voice server unit x1, student unit x4, USB distributor x2, USB user terminal x4, headset x4</p>	1	A
A-2	RGB DISTRIBUTOR	*input x1, output x2	1	A
A-3	COLOR VIDEO MONITOR	<p>*Type: TFT color LCD</p> <p>*Monitor size: approx. 15inches</p> <p>*Resolution: 1280x768 or superior</p> <p>*Aspect: approx.16:9</p> <p>*External interface: including - input; composite, S-video, audio, - output; composite, S-video, audio,</p> <p>*Incorporated speakers: 0.5W or more, to be equipped.</p>	1	A

The Project
for the Improvement of Japanese Language Learning Equipment
of the University of the West Indies

Required Equipment List with specifications

Item No. (new)	Description	Specifications	Q'ty	Priority
A-4	AV CONNECTION PANEL	*Cable interface connector panel for cabling from/to equipment rack *Input interface: including the followings; mic in x 4, line x 2, video in x 1, audio (stereo) for video x1, PC in x1, audio (stereo) for PC x1	1	A
A-5	DIGITAL POWERED MIXER	*Color system: NTSC *Audio amplifier: to be incorporated at speaker-output *External interface: including the followings; - Video/RGB input: Video x3, RGB x3 - Video/RGB output: Video x1, RGB x1 - Audio input: mic x4, mic/line x2, stereo line x4 - Audio output: line (balanced) x2, line (unbalanced) x4, rec x2 - Speaker output: 2ch	1	A
A-6	SWITCHING HUB	*For distribution of teaching materials to each student *Number of ports: 24 ports	1	A
A-7	CONNECTING CABLES		1	A
A-8	INSTALLATION MATERIALS		1	A
A-9	UPS	*For control PC *reserve time: 10min or more	1	A
A-10	JAPANESE TEACHING MATERIALS	Refer to the sheet attached.	1	A

Japanese Teaching Material List

Title	Publisher	Q'ty
Video koza Nihongo1 Ukemi	Tokyoshoseki	1
Video koza Nihongo2 Shieki Shiekiukemi	Tokyoshoseki	1
Video koza Nihongo 5 Keigo(1) Sonkeigo	Tokyoshoseki	1
Video koza Nihongo 6 Keigo (2) Taiguhyogen	Tokyoshoseki	1
Video koza Nihongo 9 Yarimorainohyogen(1)	Tokyoshoseki	1
Video koza Nihongo 10Yarimorainohyogen(2)	Tokyoshoseki	1
Video koza Nihongo 11 Tadoshi Jodoshi	Tokyoshoseki	1
Video koza Nihongo 12 Shieki (Kyoyoshieki)	Tokyoshoseki	1
Nihon Anime Classic Collection DVD 4kan set	Digital mimu	1
Japanese Lifestyle today(DVD) Foods and Meals	NHK International,Inc.	1
Japanese Lifestyle today(DVD) Working for Urban Fashion Trends	NHK International,Inc.	1
Preventing Pollution in Japan (DVD) Fighting and Rycycling Waste	NHK International,Inc.	1
Project X (DVD) Day of Reckoning: Betting It All on a Robot Dog	NHK International,Inc.	1
Sadako's story (DVD)	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Annual Events and Customs	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Contemporary Sports and Entertainment	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Education	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Energy	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Festivals on Water and Fire	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Going Underground	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Housing Situation	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Leisure	NHK International,Inc.	1
Images of Japan(DVD) Local Festivals	NHK International,Inc.	1
Images of Japan(DVD) Media 1 (Newspapers, Publishing)	NHK International,Inc.	1
Images of Japan(DVD) Media 2 (Broadcasting)	NHK International,Inc.	1
Images of Japan(DVD) Medical Care	NHK International,Inc.	1
Images of Japan(DVD) Physical Distribution	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Police and Firefighters	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Postal and Delivery Services	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Religion:Shinto and Buddhism	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD)Transport Network 1 (Road, Sea)	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD)Transport Network 2 (Rail, Air)	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Wholesale Makets and Retail Stores	NHK International,Inc.	1
Images of Japan (DVD) Working Women	NHK International,Inc.	1
Japan Architecture Around the World Art Spaces	NHK International,Inc.	1
Japan Architecture Around the World Sports	NHK International,Inc.	1
Japan Architecture Around the World The House	NHK International,Inc.	1
Japan Architecture Around the World The Office	NHK International,Inc.	1
Japan Architecture Around the World Travel	NHK International,Inc.	1
The Japan Table Donburi: Original Fast Food	NHK International,Inc.	1
The Japan Table MISO SOUP: Japanese Wisdom in aBowl	NHK International,Inc.	1
The Japan Table Nabe: Flavour to Savour and Share	NHK International,Inc.	1
The Japan Table Ramen: A World of Flavour	NHK International,Inc.	1
The Japan Table Rice:Rice Saves the Earth	NHK International,Inc.	1
The Japan Table Soba: Supreme Simplicity	NHK International,Inc.	1
The Japan Table SUKIYAKI: Beef Meets Soy Sauce	NHK International,Inc.	1
The Japan Table SUSHI: Now a Global Taste	NHK International,Inc.	1
The Japan Table TEMPURA: Japanese Cuisine of a Portuguese Origin	NHK International,Inc.	1
The Japan Table Yakitori: The Art of the Skewer	NHK International,Inc.	1

JAPAN'S GRANT AID

The Government of Japan (hereinafter referred to as “the GOJ”) is implementing the organizational reforms to improve the quality of ODA operations, and as a part of this realignment, a new JICA law was entered into effect on October 1, 2008. Based on the law and the decision of the GOJ, JICA has become the executing agency of the Grant Aid for General Projects, for Fisheries and for Cultural Cooperation, etc.

The Grant Aid is non-reimbursable fund to a recipient country to procure facilities, equipment and services (engineering services and transportation of the products, etc.) for economic and social development of the country under principles in accordance with the relevant laws and regulations of Japan. The Grant Aid is not supplied through the donation of materials as such.

1. Grant Aid Procedures

The Japanese Grant Aid is conducted as follows-

- Preparatory (Preliminary) Survey (hereinafter referred to as “the Survey”)
 - The Survey conducted by JICA
- Appraisal & Approval
 - Appraisal by the GOJ and JICA, and Approval by the Japanese Cabinet
- Determination of Implementation
 - The Notes exchanged between the GOJ and a recipient country
- Grant Agreement (hereinafter referred to as “the G/A”)
 - Agreement concluded between JICA and the recipient country
- Implementation
 - Implementation of the Project on the basis of the G/A

2. Preliminary Survey

(1) Contents of the Survey

The aim of the Survey is to provide a basic document necessary for the appraisal of the Project by JICA and the GOJ. The contents of the Survey are as follows:

- Confirmation of the background, objectives, and benefits of the Project and also institutional capacity of agencies concerned of the recipient country necessary for the implementation of the Project.
- Evaluation of the appropriateness of the Project to be implemented under the Grant Aid

Scheme from a technical, financial, social and economic point of view.

- Confirmation of items agreed on by both parties concerning the basic concept of the Project.
- Preparation of a basic design (a list of equipment) of the Project.
- Estimation of costs of the Project.

The contents of the original request by the recipient country are not necessarily approved in their initial form as the contents of the Grant Aid project. The Basic Design (final equipment list for appraisal) of the Project is confirmed considering the guidelines of the Japan's Grant Aid scheme.

JICA requests the Government of the recipient country to take whatever measures are necessary to ensure its self-reliance in the implementation of the Project. Such measures must be guaranteed even though they may fall outside of the jurisdiction of the organization in the recipient country actually implementing the Project. Therefore, the implementation of the Project is confirmed by all relevant organizations of the recipient country.

(2) Selection of Consultants

For smooth implementation of the Survey, JICA uses (a) registered consulting firm(s). JICA selects (a) firm(s) based on proposals submitted by interested firms.

(3) Result of the Survey

The Report on the Survey is reviewed by JICA, and after the appropriateness of the Project is confirmed, JICA recommends the GOJ to appraise the implementation of the Project.

3. Japan's Grant Aid Scheme

(1) The E/N and the G/A

After the Project is approved by the Cabinet of Japan, the Exchange of Notes (hereinafter referred to as "the E/N") will be signed between the GOJ and the Government of the recipient country to make a pledge for assistance, which is followed by the conclusion of the G/A between JICA and the Government of the recipient country to define the necessary articles to implement the Project, such as payment conditions, responsibilities of the Government of the recipient country, and procurement conditions.

(2) Selection of Consultants

The consultant firm(s) used for the Survey will be recommended by JICA to the recipient

country to also work on the Project's implementation after the E/N and the G/A, in order to maintain technical consistency.

(3) Eligible source country

Under the Japanese Grant Aid, in principle, Japanese products and services, including transportation, or those of the recipient country are to be purchased. When JICA and the Government of the recipient country or its designated authority deem it necessary, the Grant Aid may be used for the purchase of the products or services of a third country. However, the prime contractors, namely, constructing and procurement firms, and the prime consulting firm are limited to "Japanese nationals".

(4) Necessity of "Verification"

The Government of the recipient country or its designated authority will conclude contracts denominated in Japanese yen with Japanese nationals. Those contracts shall be verified by JICA. This "Verification" is deemed necessary to secure accountability to Japanese taxpayers.

(5) Major undertakings to be taken by the Government of the Recipient Country

In the implementation of the Grant Aid Project, the recipient country is required to undertake such necessary measures as Annex-3.

(6) "Proper Use"

The Government of the recipient country is required to maintain and use the facilities constructed and the equipment purchased under the Grant Aid properly and effectively and to assign staff necessary for this operation and maintenance as well as to bear all the expenses other than those covered by the Grant Aid.

(7) "Export and Re-export"

The products purchased under the Grant Aid should not be exported or re-exported from the recipient country.

(8) Banking Arrangements (B/A)

- a) The Government of the recipient country or its designated authority should open an account in the name of the Government of the recipient country in a bank in Japan (hereinafter referred to as "the Bank"). JICA will execute the Grant Aid by making payments in Japanese yen to cover the obligations incurred by the Government of the recipient country or its designated authority under the Verified Contracts.
- b) The payments will be made when payment requests are presented by the Bank to JICA

under the Authorization to Pay (A/P) issued by the Government of the recipient country or its designated authority.

(9) Authorization to Pay (A/P)

The Government of the recipient country should bear an advising commission of the Authorization to Pay and payment commissions to the Bank.

(10) Social and Environmental Considerations

A recipient country must ensure the social and environmental considerations for the Project and must follow the environmental regulation of the recipient country and JICA socio-environmental guideline.

(End)

FLOW CHART OF JAPAN'S GRANT AID PROCEDURES

Stage	Flow & Works	Recipient Government	Japanese Government	JICA	Consultant	Contractor	Others
Application	<p style="text-align: right;">(T/R: Terms of Reference)</p>						
Project Formulation & Preparation							
Appraisal & Approval							
Implementation	<p style="text-align: right;">(E/N: Exchange of Notes, G/A: Grant Agreement)</p> <p style="text-align: right;">(A/P: Authorization to Pay)</p>					Bank	
Evaluation & Follow up							

Major Undertakings to be taken by the recipient government

NO	Items	To be covered by the Grant	To be covered by the Recipient
1	To bear the following commissions to a bank of Japan for the banking services based upon the Banking Arrangement		●
	1) Advising commission of Authorization to Pay		●
	2) Payment commission		●
2	To ensure prompt unloading and customs clearance at ports of disembarkation in the recipient country and to assist internal transportation of the products therein		●
	1) Marine/Air transportation of the products from Japan to the recipient country	●	
	2) Internal transportation from the ports of disembarkation to the project site	●	● (TV Programs)
3	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the recipient country with respect to the purchase of the products and the services be exempted or be borne by the Authority without using the Grant		●
4	To accord Japanese nationals whose services may be required in connection with the supply of the products and the services under the verified contract such facilities as may be necessary for their entry into the recipient country and stay therein for the performance of their work		●
5	To ensure that the facilities and the equipment be maintained and used properly and effectively for the implementation of the Project		●
6	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project		●

ブルキナファソ国

柔道連盟柔道器材整備計画

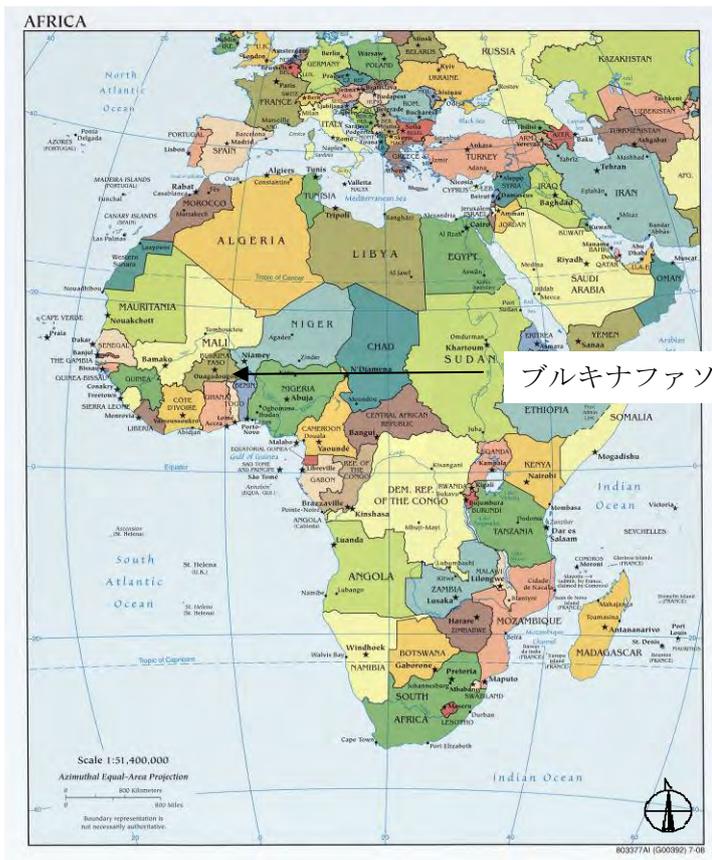
調査結果概要

目 次

	頁
プロジェクト位置図	
写真	
1. プロジェクトの背景・経緯 -----	1
(1) 要請の背景・目的 -----	1
(2) 要請の内容 -----	1
1) 要請年月 -----	1
2) 要請金額 -----	1
3) 要請内容 -----	1
2. 我が国の関連分野への協力 -----	1
(1) 我が国の関連分野への協力 -----	1
(2) 他のドナー国・機関の援助動向 -----	2
3. プロジェクトの実施体制 -----	2
(1) 組織 -----	2
(2) 財政状況 -----	5
(3) 技術水準 -----	6
(4) 既存器材 -----	7
4. プロジェクトの内容 -----	8
(1) プロジェクトの概要 -----	8
1) 上位計画 -----	8
2) 当該セクターの現状 -----	8
3) プロジェクトの目的 -----	8
(2) プロジェクトの基本計画 -----	8
1) 設計方針 -----	8
2) 基本計画（器材計画） -----	9
3) 器材等調達計画 -----	9
4) 器材据付及び操作指導 -----	10
5) 事業実施工程表 -----	10
(3) 相手国側負担事項 -----	12
(4) 運営維持管理 -----	12
(5) 実施に当たっての留意事項 -----	12

1) 国内輸送-----	12
2) 免税措置-----	12
5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果 -----	12
(1) プロジェクトの効果 -----	12
1) 直接効果 -----	12
2) 間接効果 -----	13
(2) 課題・提言 -----	13
1) 柔道着・柔道畳の管理 -----	13
2) 柔道指導者の派遣 -----	13
3) 我が国支援に係る広報について -----	13
(3) プロジェクトの妥当性 -----	14
6. 付属資料 -----	15
(1) 調査団員・氏名 -----	15
(2) 調査行程 -----	15
(3) 関係者（面会者）リスト -----	15
(4) 討議議事録及び当初要請からの変更点-----	16

プロジェクト位置図:ブルキナファソ国、ワガドゥグ市、ボボ・デュラッソ市



(出典 : University of Texas Libraries)



(出典 : CIA World Factbook)

写真



写真-1: 練習用器材配布先の一つであるワガドゥグ市内「青年スポーツ学院」内のクラブ。



写真-2: 同左クラブ内にあった畳代用のマット。



写真-3: 柔道連盟の活動拠点となっている「8月4日スタジアム」の競技場。



写真-4: 「8月4日スタジアム」内の保管室に保管されていた1995年に調達された畳。試合用器材は同室に保管されることとなる。



写真-5: 「8月4日スタジアム」内の保管室に保管されていた1995年度に調達された柔道着。



写真-6: 練習用器材配布先の一つであるワガドゥグ市内「税関クラブ」の道場。



写真-7: 「税関クラブ」の道場。畳の厚さが違うため、表面がでこぼこしている。



写真-8: 練習用器材配布先の一つであるワガドゥグ市内「オナテルクラブ」の道場。



写真-9:「オナテルクラブ」の道場。



写真-10: 同左クラブのマット。破損している箇所が見られ、練習の妨げとなっている。



写真-11: 首都ワガドゥグ市より西に約90kmに位置するクドゥグ市にある「クドゥグクラブ」外観。



写真-12:「クドゥグクラブ」クラブでは子供達が畳の代用品である手作りマットを利用して練習している。



写真-13: ワガドゥグ市内「シアオ体育館」の外観。多くの柔道大会がここで開催されている。



写真-14:「シアオ体育館」の内部。要請の試合用畳はここに横一列で3セット使用される予定。



写真-15: 2009年7月に「シアオ体育館」において開催された国内選手権の様子。畳は1995年度に調達されたもの。



写真-16:「青年スポーツ学院」の事務所に保管されていた1995年に調達されたカメラ。

1. プロジェクトの背景・経緯

(1) 要請の背景・目的

ブルキナファソ国（以下「ブ」国という。）では、サッカー、サイクリングと並んで柔道は国民に非常に人気の高いスポーツである。ブルキナファソ柔道連盟は 1963 年に創設され、1995 年度に我が国の文化無償にて柔道関連器材を整備以後、アフリカ、国際レベルの試合で好成績を上げており、スポーツ・余暇省（以下「スポーツ省」という。）の活動計画の中でも柔道振興は重要な位置を占めている。

同柔道連盟は、器材のメンテナンスを行い、最低限の柔道練習環境を維持しようと努力はしているものの、予算の制約上、器材を更新できないまま現在に至っている。柔道器材を更新することにより、柔道連盟下のクラブの活動を強化し、「ブ」国内での更なる柔道振興・技術力の向上を図ることを目的として、器材の整備に必要な資金協力を我が国に対し要請した。その他、柔道選手の筋力向上のためのトレーニング器材、及び主管省であるスポーツ省によってハンドボール器材、バスケットボール器材が要請された。

(2) 要請の内容

1) 要請年月 2005 年 10 月

2) 要請金額 42.3 百万円

3) 要請内容 合計 27 品目

①柔道器材：試合用畳、畳用フレーム、柔道タイマー、柔道着など 9 品目

②ハンドボール器材¹：ハンドボールゴール、得点板など 3 品目

③バスケットボール器材²：スプリングゴール、反則数表示板など 4 品目

④トレーニング器材：チェストプレス、シーテッド・ローなど 11 品目

2. 我が国の関連分野への協力

(1) 我が国の関連分野への協力

我が国の関連分野への協力実績は表-1 に示すとおりである。

¹ 当初 2005 年 3 月に要請されたが、その後 2005 年 9 月要請の際にスポーツ省により要請に追加された。

² 脚注 1 と同様。

表-1 我が国の関連分野への協力実績

(単位：百万円)

実施年度	協力形態	案件名	供与 限度額	概要
1995 年度	無償資金協力	ブルキナ柔道武道連盟に対する柔道器材	50.0	柔道器材の調達 ・練習用柔道畳 1,024 枚 ・練習用柔道着 770 枚 ・柔道電子タイマー3 台 ・スコアボード 5 台 ・ビデオカメラ 2 台
2001 ～ 2005 年度	青年海外協力隊	指導科目:柔道 人数:2 人		柔道振興のための活動指導。

(2) 他のドナー国・機関の援助との関連
特になし。

3. プロジェクトの実施体制

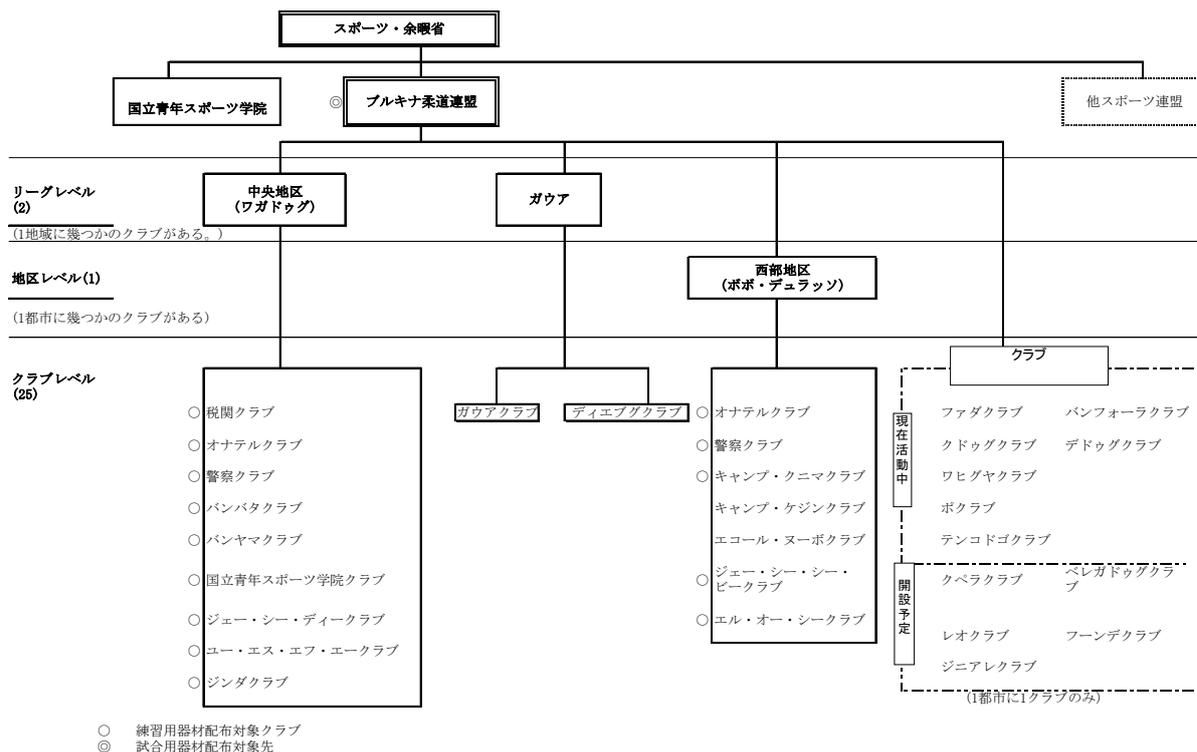
(1) 組織

本プロジェクトの主管官庁はスポーツ・余暇省、実施機関はブルキナファソ柔道連盟である。スポーツ省は、柔道を含め「ブ」国におけるスポーツ全般に係るスポーツ振興に関する方針の決定、予算管理などを行っている。1963 年に創設された柔道連盟は、スポーツ省の傘下において、「ブ」国における柔道の更なる普及、発展などを目標に掲げ、地区、リーグレベルにおけるクラブの活動の監督、クラブ同士の交流促進、また他のスポーツ連盟との友好促進、地域・国内・国際大会の開催、国際試合への参加といった活動を行っている。また、今回器材配布予定としているクラブが活動しているワガドゥグ市、ボボ・デュラッソ市にはそれぞれ中央地区、西部地区の支部があり、柔道連盟の中心的活動を担っている。

「ブ」国内での、柔道の人気の高まりと、柔道連盟の活動範囲の拡大により、柔道連盟設立当時は 8 クラブだったが、現在では 25 クラブまで増加し、柔道愛好者の数は 1995 年比で 2,000 人増加の、約 6,000 人となっている。

各クラブでは、スポーツ省下にあるスポーツ指導者養成学校である国立青年スポーツ学院 (INJEPS) 卒業生や、柔道連盟から派遣されたコーチが指導に当たっており、活動スケジュールは各クラブで異なるが、柔道連盟本部との交流を密に活動している。地域大会は年に 2 回程度、ワガドゥグ市及びボボ・デュラッソ市で開催され、ワガドゥグ市での国内大会を経て「ブ」国代表選手が選ばれ、表-2 のとおり、年に 8 回程国際大会に参加している。また、「ブ」国内で、国際試合を年に 1 度ワガドゥグ市内にあるシアオ体育館において開催している。

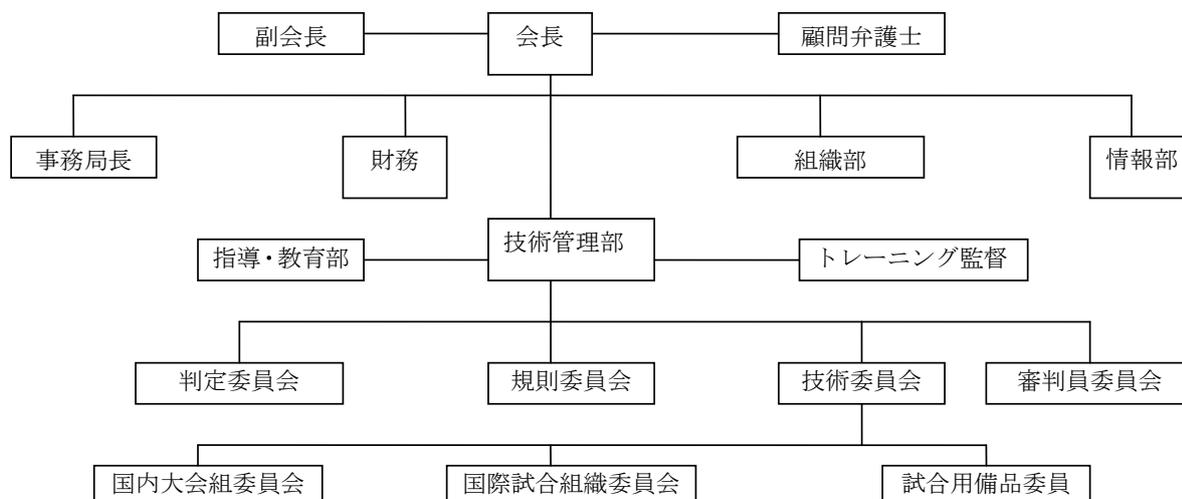
スポーツ省、柔道連盟、各クラブの関係図は、図-1 のとおりである。



(出典:ブルキナファソ柔道連盟提出資料)

図-1 スポーツ・余暇省・ブルキナファソ柔道連盟・クラブ 関係図

柔道連盟の組織図は図-2 のとおりであり、ワガドゥグ市内国立青年スポーツ学院クラブ近くに位置する「8月4日スタジアム」を拠点に、スタッフは会長を筆頭に9人がボランティアで活動を行っている。柔道連盟幹部には段を所有し、自らコーチとして教えている役員や、また自ら柔道連盟の活動に寄付を行っている役員もおり、柔道連盟の活動に大きく貢献している。予算はスポンサーの収入が主となり、試合や遠征の際の寄付やスポンサーは必要としているものの、予算、組織体制とも実施能力は十分であると判断される。



(出典:ブルキナファソ柔道連盟提出資料)

図-2 ブルキナファソ柔道連盟 組織図

表-2 過去2年間の試合への参加実績

2007-2008年の活動実績

時期	国内大会		国際大会	
	大会名	開催地	大会名	開催地
2007年12月20日-22日			コトヌ国際大会	ベナン
2008年2月9日-10日			パリ国際大会	フランス
2008年2月23日-24日			ハンブルグ国際大会	ドイツ
2008年3月19日-20日	地域大会	ブルキナファソ (ワガドゥグ、ボボ デュラッソ)		
2008年3月22日-26日			カサブランカ大会	モロッコ
2008年3月28日-29日			チュニジア国際大会	チュニジア
2008年4月3日-10日			アルジェリア大会	アルジェリア
2008年4月26日-27日	国内大会	ブルキナファソ (ワガドゥグ)		
2008年5月12日-18日			アフリカシニア大会	モロッコ
2008年6月28日-29日			ワガドゥグ国際大会	ブルキナファソ
2008年7月7日-13日			アフリカジュニア大会	ニジェール
2008年8月			ONATEL国際試合	ブルキナファソ
2008年9月			オリンピック	中国

2008-2009年の活動実績

時期	国内大会		国際大会	
	大会名	開催地	大会名	開催地
2008年12月27日-28日			ニアメ国際大会	ニジェール
2009年2月7日-8日			パリ国際大会	フランス
2009年3月21日-22日	地域大会	ブルキナファソ (ワガドゥグ、ボボ デュラッソ)		
2009年3月28日-29日			チュニジア国際大会	チュニジア
2009年4月6日-12日			アルジェリア大会	アルジェリア
2009年4月25日-26日	国内大会	ブルキナファソ (ワガドゥグ)		
2009年5月12日-18日			アフリカシニア大会	モーリシャス
2009年6月27日-28日			ワガドゥグ国際大会	ブルキナファソ
2009年7月6日-12日			アビジャン国際大会	コートジボアール
2009年8月			ONATEL国際試合	ブルキナファソ

(出典:ブルキナファソ柔道連盟提出資料)

要請器材の配布を予定している各クラブの詳細は表-3のとおりである。

各クラブにおいては、各クラブ専属のコーチが監督に当たっており、週に2~4回練習を行っている。ワガドゥグ市内で最も選手数を有する「オナテルクラブ」は、社会事業の一環としてスポーツ振興のために電話・通信会社がスポンサーとなって建設された道場であり、柔道の他にテコンドウのクラスが開催されている。また、オナテルのスポンサーによってワガドゥグ市で一年に一回の国際試合が開催されている。同クラブにおいては柔道連盟下のコーチ6人が監督をしており、そのうちの1人は「ブ」国内で6段を所有している2人のうちの1人である。大人向けクラスは火曜、木曜、土曜の18時半から20時半まで、子供向けクラスは木曜、土曜の15時から17時で行われている。同クラブから「ブ」国代表選手に選ばれている選手が数人おり、「ブ」国代表チームも同クラブ、税関クラブ、及び国立青年スポーツ学院クラブの道場で練習を行っている。各クラブにおいて、一年のプログラムは試合や段認定の日程に合わせた練習内容を組んでおり、指導や体制面は整っていると判断される。

表-3 柔道連盟クラブ別詳細

地域	クラブ名	道場サイズ	既存の畳数	施設	クラススケジュール	機材維持担当者名	設立年
ワガドゥグ	警察クラブ	12m x 12m	10 (使用可) 50 (老朽化)	可	月、水、木、土	baguian wahabou	1962
	バンバタクラブ	8m x 10m	15 (使用可) 35 (老朽化)	可	水、木、土	nabi franck	1996
	バンヤマクラブ	8m x 10m	20 (使用可) 30 (老朽化)	可	木、土	ouoba nestor	1973
	国立青年スポーツ学院クラブ	20.20m x 15.20m	41 (使用可) 103 (老朽化)	可	火、木、土	coulibaly daouda	1976
	ジェー・シー・ディークラブ	15m x 12m	15 (使用可) 35 (老朽化)	可	火、木、土	sawadogo anatole	1996
	ユー・エス・エフ・エークラブ	14m x 10m	5 (使用可) 45 (老朽化)	可	月、水、木、土	palm athanase	1965
	ジンダクラブ	12m x 12m	10 (使用可) 45 (老朽化)	可	火、木、土	zagre barnabe	1999
	税関クラブ	10m x 10m	20 (使用可) 40 (老朽化)	可	火、木、土	traore sadidioma	2002
	オナテルクラブ	10m x 15m	20 (使用可) 60 (老朽化)	可	大人向けクラス 火、木、土 18:30-20:30 子供向けクラス 木、土 15:00-17:00	zoungrana adrien	1963
ボボ・デュラッソ	警察クラブ	10m x 12m	15 (使用可) 35 (老朽化)	可	木、土	bicaba jacob	2003
	オナテルクラブ	10m x 10m	20 (使用可) 30 (老朽化)	可	月、水、木、土	drabo boukary	1993
	キャン・クニマクラブ	8m x 10m	10 (使用可) 40 (老朽化)	可	火、木、土	bambara jean	1982
	ジェー・シー・シー・ビークラブ	8m x 10m	10 (使用可) 40 (老朽化)	可	月、水、木、土	traore dramane	1961
	エル・オーシークラブ	8m x 10m	10 (使用可) 40 (老朽化)	可	火、木、土	tanga amadou	1989

(出典:ブルキナファソ柔道連盟提出資料)

(2) 財政状況

1) 財政状況

柔道連盟の2008年から2010年にかけての予算は表-4のとおりである。柔道連盟の収入は、政府からの補助金及び試合開催の際のスポンサーからの寄付金により成り立っている。柔道連盟は国際、国内試合の開催などの活動を行っており、支出内訳としてはこれらが大半を占める。また、柔道連盟では各クラブから要請を受けて畳の修理などについても収入の15%を修理、維持管理費として充て、補助を行っている。

表-4 ブルキナファソ柔道連盟予算

(単位:CFA)

年度	2008年度実績	2009年度計画	2010年度計画
収入			
政府からの補助金	9,980,534	3,000,000	
柔道連盟収入(寄付金など含む)	27,969,466	39,226,000	
合計	37,950,000	42,226,000	45,000,000
支出			
人件費*1	-	-	-
光熱代*2	-	-	-
電話代*2	-	-	-
修理、維持管理費(目安として柔道連盟年間収入の15%を充当している。)			6,750,000
畳修理費	2,936,794	4,118,730	-
柔道タイマー修理費	755,176	706,068	-
その他	503,450	1,059,102	-
試合遠征費、試合開催費	33,754,580	36,342,100	38,250,000
合計	37,950,000	42,226,000	45,000,000

* 予算執行期間は1月から12月まで。

*1 無報酬で活動している。

*2 「8月4日スタジアム」の一室を間借りしているため発生しない。

(出典:ブルキナファソ柔道連盟提出資料)

(3) 技術水準

柔道連盟は、表-5に示す272人の有段者を有する。毎年二回段位認定試験を行っており、「ブ」国内の段位認定において初段以下は柔道連盟により、二段から六段はフランスの柔道連盟関係者と共同で認定を行っている。表-6に示すとおり、国際大会への参加は1995年度の器材整備後から顕著に見られるようになり、また近年、アフリカ選手権大会など国際大会で銀メダルを獲得している他、オリンピックにも2000年のシドニー大会から3回連続で選手が出場している。主な大会実績については表-6のとおりである。練習用器材については柔道で一般的に使用されるものであり、同クラブに所属する練習生及びコーチによって使用され、試合用器材については試合出場選手によって使用されるレベルであり問題ないと判断される。

表-5 各クラブにおける有段者数

地域	クラブ名	選手数 (男性)	選手数 (女性)	コーチ数	初段	二段	三段	四段	五段	六段
ワガドゥグ	警察クラブ	130	86	3	17					
	バンバタクラブ	220	140	2	4					
	バンヤマクラブ	39	18	2	3					
	国立青年スポーツ学院クラブ	119	93	5	2					
	ジェー・シー・ディークラブ	160	70	4	3					
	ユー・エス・エフ・エークラブ	114	46	5	3					
	ジンドクラブ	213	57	2	4					
	税関クラブ	209	60	3	1					
	オナテルクラブ	341	198	6	21					
ボボ・デュラソン	警察クラブ	80	39	2	6					
	オナテルクラブ	190	107	5	7					
	キャンプ・クニマクラブ	149	97	3	9					
	キャンプ・ケジンクラブ	105	58	2	6					
	エコール・ヌーボークラブ	80	21	2	3					
	ジェー・シー・シー・ビークラブ	214	113	5	13					
	エル・オーシークラブ	238	1,216	3	3					
その他クラブ	ファダクラブ									
	クドゥグクラブ	77	13	1	2					
	クベラクラブ									
	レオクラブ									
	ワヒグヤクラブ	92	36	2	2					
	ボクラブ	112	66	2	3					
	テンコドゴクラブ	49	11	1	1					
	パンフォーラクラブ	79	23	1	1					
	ベレガドゥグクラブ									
	デドゥグクラブ	114	30	1	1					
	ディエブグクラブ	47	18	1	1					
	ガウアクラブ		不明							
	フンデクラブ									
	ジニアレクラブ									
合計人数		3,171	2,616	63	116	62	48	36	8	2

*二段から六段までの人数内訳は不明

(出典:ブルキナファソ柔道連盟提出資料)

表-6 主な大会実績

開催年	大会名	開催都市	主な大会実績
1983	アフリカンチャンピオンシップ		参加
1988	オリンピック	韓国	参加
1998	アフリカンチャンピオンシップ		参加
2000	オリンピック	シドニー	参加
2004	アフリカンチャンピオンシップ	チュニジア	銀メダル (女子48kg)
	オリンピック	アテネ	参加
2005	アフリカンチャンピオンシップ	南アフリカ	銅メダル (男子70kg)
	フランス語圏大会		銀メダル (女子57kg) 銅メダル (女子48kg)
2006	アフリカンチャンピオンシップ		銀メダル (男子75kg)
2007	アフリカンチャンピオンシップ		参加
	アフリカ大会	アルジェリア	5位-6選手
2008	アフリカンチャンピオンシップ	モロッコ	参加
	オリンピック	中国	参加
2009	アフリカンチャンピオンシップ	モーリシャス	銅メダル (女子57kg)
その他	アフリカジュニア大会		銀メダル7つ 銅メダル5つ

(出典:ブルキナファソ柔道連盟提出資料)

(4) 既存器材

柔道連盟が保有する既存器材は表-7のとおりであり、全て1995年度一般文化無償案件において整備された器材である。

表-7 既存器材リスト

No.	器材名	数量	原産国	設置年	状況
1	練習用畳	8セット(1,024枚)	日本	1997	老朽化
2	練習用柔道着サイズ0 (130~140cm程度)	10	日本	1997	良好
3	練習用柔道着サイズ1 (140~150cm程度)	60	日本	1997	良好
4	練習用柔道着サイズ1 (150~160cm程度)	60	日本	1997	良好
5	柔道電子タイマー	3	日本	1997	ほぼ良好
6	スコアボード	5	日本	1997	IJFルール変更により 現在のルールに 対応していない。
7	ビデオカメラ	2	日本	1997	老朽化

(出典:ブルキナファソ柔道連盟提出資料)

練習用畳については、表面が破損していたり、波打ったりして老朽化しているものが多く、ほころびを繕って修復するなどの努力はされているものの、技術向上のための練習に適切な環境とは言い難い。練習用柔道着については、子供向けの小さいサイズのみ残っており、大人用サイ

ズが不足している。スコアボードについては、IJF³ルールが変更されたことにより現在のルールに適合していない。また、柔道競技状況を記録する撮影・編集用器材も大切に使用され、一部器材は使用可能な状況である。

上記に記載はないが、一部のクラブでは、柔道畳がないために、畳の代用品として手作りマットや、フランス製の中古の柔道着を利用している。

4. プロジェクトの内容

(1) プロジェクトの概要

1) 上位計画

特になし。

2) 当該セクターの現状

「ブ」国では、サッカー、サイクリングと並んで柔道は国民に非常に人気の高いスポーツである。そうした中、「ブ」国では1963年に柔道連盟が創設された。柔道連盟設立後、「ブ」国は、アフリカ選手権大会など多くの国際大会で銀・銅メダル獲得を含め、優秀な成績を収めたほか、オリンピックにも2000年のシドニー大会から3回連続で出場選手を出すなどの成果を上げており、スポーツ省の活動計画の中でも柔道振興は重要な位置を占めている。しかし、「ブ」国は財政的制約より、柔道振興のための十分な予算を充てられていない状況である。1995年度に我が国の文化無償にて柔道関連器材を整備後、柔道連盟では業者を通じて畳のほころびを繕って修復するなど最低限のメンテナンスを行ってはいるものの、それら器材は予算不足のために更新されないまま現在に至っており、既に15年ほど経っている柔道畳の状態は柔道愛好者の十分な活動に対応できない状態にある。また、ワガドゥグ、ボボ・デュラッソ両市以外の地方クラブにおいては、器材不足が慢性化しており、手作りのマットや、他のもので代用して練習を行わざるを得ない状況となっている。柔道連盟の果たしている役割や期待される役割に比して圧倒的に柔道器材が不足している現状があり、早期の器材整備が求められている。

3) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、柔道連盟の練習用畳、柔道着を整備するとともに、試合用畳と柔道着を整備することにより、「ブ」国内の柔道の振興・発展を図ることを目的としている。

(2) プロジェクトの基本計画

1) 設計方針

本プロジェクトは、以下の方針に基づき計画することとした。

柔道器材については、1995年度に「ブ」国で実施した文化無償の柔道器材調達計画の成果を確認した上で、必要性、妥当性、今後の活用計画を踏まえ、練習用と試合用の器材を整備する。

ハンドボール器材、バスケットボール器材、トレーニング器材については柔道振興に貢献する

³ IJF:国際柔道連盟(International Judo Federation)

という要請目的に沿わないため対象外とする。

柔道練習用器材については先方と協議の上、優先度が高く、柔道が盛んで、また柔道連盟が頻繁にコーチや審判を送り技術指導を行っており、本部が管理を行い易いワガドゥグ市の9つのクラブと、ボボ・デュラッソ市の5つのクラブの計14サイトを配布先として選定し、各柔道クラブの規模、既存器材の内訳、配布・利用計画及び活動の内容から、必要数量を算定した。試合用器材については、試合の開催状況及び参加選手人数より最低必要数量を算定した。

2) 基本計画(器材計画)

上記設計方針に基づき、先方の設置場所の規模、先方の要望等を勘案の上、以下の理由により、計画対象器材の選定を行った。本プロジェクトの最終的な器材リスト及び用途は表-8のとおりである。

表-8 器材リスト及び用途

器材名	用途	数量
練習用柔道畳(50枚/セット)	柔道練習用	14セット
柔道畳枠	畳のズレを押さえる	14セット
練習用柔道着3サイズ	柔道練習用	各サイズ170着
試合用柔道畳(98枚/セット)	柔道試合用	3セット
試合用柔道着 白、青各3サイズ	柔道試合用	各15着

使用頻度が高く最低限必要な器材として、練習用と試合用の柔道畳と柔道着を計画対象とし、当初要請に含まれていたタイマーと畳運搬車等については計画対象外とした。

練習用柔道畳の数量については、各クラブで設置可能な数量50枚を1セットとした。練習用柔道着については、各クラブに必要最低限の数量とした。これらはワガドゥグとボボ・デュラッソ両市にある柔道連盟下の14クラブに配布される(図-1組織図参照)。いずれのクラブも施錠が可能である。またこれに伴って、1995年度に調達された既存の畳は、畳がない他のクラブなどに「ブ」国側の負担により再配布される予定である。

試合用柔道畳については、国内、アフリカ地域、国際大会の公式試合でも使用することから、国際柔道連盟規定の最小サイズ14m×14mに必要な98枚/セットとし、横一列に3面の競技場を設置し使用されることから3セットとした。試合用柔道着については、国際試合出場レベルの選手数を考慮に入れ、各サイズ15着ずつとした。試合用器材については、ワガドゥグ市内の「8月4日スタジアム」において施錠が可能な保管室にて保管される。

3) 器材等調達計画

本プロジェクトにて調達される器材の調達先は表-9のとおりである。

表-9 器材等調達先

器材名	原産国			備考
	現地	日本	第三国	
練習用柔道畳		○		
柔道畳枠		○		
練習用柔道着		○		
試合用柔道畳		○		
試合用柔道着		○		
割合(%)	0 %	100 %	0%	

現地代理店の有無、アフターセールスサービスに関しては、日本のいずれのメーカーも同国内に代理店や販売店を有していないことから、日本からの対応となる。消耗品は特にない。

本プロジェクトで調達される器材の輸送は、日本側経費負担により、契約業者が行う。日本から調達される器材はコンテナ詰めされた後、海上輸送され、トーゴ共和国ロメ港、ガーナ共和国テマ港のいずれかで陸揚げされ、コンテナのままブルキナファソ国内ワガドゥグ市内のスポーツ省まで運ばれる。ロメ港、テマ港からワガドゥグ市までの内陸輸送はそれぞれ約 1,240km、約 970km である。海上輸送には約 5 週間を要する。内陸輸送は、それぞれ繁忙期や通関の状況によって異なるが 3 週間程度である。

なお、コートジボアール共和国アビジャン港については、治安の問題から同連盟より使用しないで欲しいとの希望があったことにより、入札時に注意を要する。

4) 器材据付及び操作指導

据付及び初期操作指導が必要となる器材はない。

5) 事業実施工程表

本プロジェクトの事業実施工程表を表-10 に示す。

6) 事業実施工程表

表-10 事業実施工程表

暦年		2010年										2011年			
会計年度		平成21年度	平成22年度												
項目		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
契約	交換公文(E/N)締結	▽													
	贈与計画(G/A)	▽													
	調達監理契約		▽												
入札 段階	入札仕様書作成			□											
	器材価格、諸経費調査			▽											
	予定価格の作成			▽											
	入札公告(案)の作成			▽											
	入札図書(案)の作成			▽											
	入札図書承認			▽											
	在京大使館への入札手続き説明			▽											
	入札公告、入札図書配布				▽										
	質問受付・回答(アmend含む)				□										
	入札						▽								
	入札評価						□								
	業者契約締結							▽							
業者契約認証								▽							
調達 段階	発注							▽							
	器材製作								□						
	船積前検査											□			
	輸送											■			
	納入・開梱													■	
	業務完了の確認													■	
要員計画	業務主任(3号)			0.09 □	0.12 □	0.19 □								0.10 □	0.50
	器材調達担当(4号)			0.20 □	0.23 □	0.19 □	0.17 □	0.07 □						0.37 □	1.23

□ 国内業務
■ 現地業務

(3) 相手国側負担事項

本プロジェクト実施にあたって、「ブ」国側の負担事項は表-11 に示すとおりである。柔道連盟 2009 年度予算額 4,222 万 CFA の 0.3~0.4%程度であり、十分に負担可能な額であると判断される。

表-11 相手国側負担事項

負担内容	負担経費 (CFA)
支払授權書(A/P)発行、銀行取り極め(B/A)に係る手数料	175,000

(4) 運営維持管理

維持管理に問題なく、1995 年度整備の器材も適切に管理されている。

柔道畳及び柔道着の維持、管理は基本的に各クラブのスタッフが行うが、ワガドゥグ市内には畳の修理を行うことが可能な業者もあり、器材の状態がひどい場合にはこれらの業者に修理を依頼する。本案件が実現した場合、全体の修理、維持管理費として予算の最大 15%を割り当てる予定であり、メンテナンスや消耗品・スペアパーツはほとんど発生しないので、維持管理費に係る予算上の問題はないと判断する。なお、試合用畳と試合用柔道着を保管する予定の「8 月 4 日スタジアム」には専属の維持・管理者を雇用している。また、各クラブでも表-3 に記載する器材責任者が任命されており、要請器材については問題なく管理されると判断される。

(5) 実施に当たっての留意事項

1) 国内輸送

ワガドゥグ市のスポーツ省までは調達契約業者が負担し、その後は柔道連盟負担で各クラブまで配布予定であるので、柔道連盟が最終配布クラブまで確実に器材が届けられるよう管理し、各クラブの責任者より受領のサインを取付けるなど、最終地点での器材の数量、受領日を記録するなどの対応が必要である。

2) 免税措置

器材の輸入通関に当たっては、免税措置が必要となる。

5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果

(1)プロジェクトの効果

1) 直接効果

- ① ワガドゥグとボボ・デュラッソ両市にある 14 クラブに新しい畳が設置されることで、同クラブで柔道を学んでいる 4,756 人の柔道愛好者の柔道練習環境が改善される。
- ② 試合用畳の設置によってハード面における試合環境が大幅に改善されることによ

り、柔道連盟がスポンサーからの寄付金を得て、首都のワガドゥグ市で年 3～4 回開催している国内・国際大会などを、年間 10 回ほど開催することが可能となる。

- ③ 新しい器材を調達することにより、新規畳が入ったクラブから地方への畳を有さないクラブ及び新規設立予定のクラブへ既存の畳が「ブ」国側負担により送付される予定である。これによって 2012 年までに現在全国 2 支部、1 地区、25 クラブであるところ、7 支部、12 地区 40 クラブまでに拡張する計画を促進する。それに伴い、全国での柔道好者は 8,000 人に増加する見込みである。また、地方のクラブでも柔道愛好者の人口増に応じて生徒受入れが可能となり、クラブ内でも子供クラス、初級者、中級者、上級者といったレベル別のクラスを設ける計画により、よりきめ細やかな指導を行うことが可能となる。

2) 間接効果

- ① 試合用畳を支援することによって、今まで波打った畳で開催された状況から適切な環境で試合を行う事が可能となる。
- ② 練習環境の改善によって、選手の技術向上に貢献し、「ブ」国における技術レベルの向上につながる。また、段位取得者の人数増加も見込まれる。
- ③ 柔道連盟では、西アフリカ地域の周辺諸国にコーチを派遣することを通じて、柔道愛好者の増加に寄与しているが、器材支援による環境整備を通じてさらに充実した支援が可能になる。
- ④ 「ブ」国では、国際会議や国際大会の開催などを通じて、「ブ」国の存在意義を国際的に高めたいとの方針があり、本プロジェクトは「ブ」国の同方針を側面支援することとなる。

(2) 課題・提言

1) 柔道着・柔道畳の管理

練習用柔道着は各クラブにおいて、試合用柔道着は柔道連盟が責任を持って管理することとなっているが、紛失のないように台帳などで管理する必要がある。

試合用柔道畳においては、「8 月 4 日スタジアム」に保管され、柔道連盟の管理の下に、シアオ体育館で使用される予定だが、紛失を防ぐために適切な管理が必要である。

2) 柔道指導者の派遣

「ブ」国の柔道技術は競技人口の裾野が徐々に広がり、国際大会などでメダルを獲得する選手が出てくるほど、近年レベルが向上してきているが、指導者が不足しており、優秀な指導者を求める強い希望が寄せられた。過去に柔道分野で二度、青年海外協力隊員が派遣されたが、柔道連盟からは、器材が不十分である地方クラブの環境にありながら、熱心かつ細やかな指導を行ったことについて高い評価を得ている。本案件が実現した場合は、過去と同様に隊員活動と連携が強化されれば、総合的なアピール効果が高まり、有意義な支援になると思料され、本件については積極的に検討されるべきと考える。

3) 我が国支援に係る広報について

柔道連盟では、本プロジェクトが実施された場合の広報手段として、柔道連盟の然る場所に銘板の設置、引渡し式の開催、国内マスメディア、現在作成中のホームページなどを通して広報を計画している。また、日本大使館と共同で柔道の試合を開催することも視野に入れている。

(3) プロジェクトの妥当性

今次要請器材は、既存器材の更新及び、「ブ」国における器材の不足を解消し、「ブ」国における柔道の振興、発展に寄与するものである。器材内容、仕様も必要最低限であり、また、本プロジェクトを通して日本の文化紹介、愛好者増加にもつながるものである。従って、十分に妥当性があると言える。

6. 付属資料

(1) 調査団員・氏名

堀江 聡 団長、機材計画 (財) 日本国際協力システム
 三木 聖子 機材調達・積算(柔道器材) (財) 日本国際協力システム

(2) 調査行程

No.	日付	曜日	旅 程	業務内容	宿泊地
1	8/22	土	成田11:05(JL405)→16:40パリ	移動	パリ
2	8/23	日	パリ11:00 (AF732) →16:40ワガドゥグー	移動、資料整理、市場調査	ワガドゥグー
3	8/24	月		JICA及び大使館訪問・打ち合わせ、要請機関との協議・調査	ワガドゥグー
4	8/25	火		要請機関との協議・調査	ワガドゥグー
5	8/26	水		要請機関との協議・調査	ワガドゥグー
6	8/27	木		要請機関との協議・調査	ワガドゥグー
7	8/28	金		ミニッツ署名、大使館及びJICA報告	ワガドゥグー
8	8/29	土		資料整理、市場調査	ワガドゥグー
9	8/30	日	8:00ワガドゥグー→		

(3) 関係者(面会者)リスト

スポーツ余暇省

Mr. Sidiki O. TRAORE 局長
 Mr. Sibiri SANOU 経済課カウンセラー
 Mr. Zingue O.N. Sylvain ジャーナリスト
 Mr. Nikiema Joadeim 広報部長

ブルキナファソ柔道連盟

Mr. Antoine Zoungrana 会長
 Mr. Zonngrana Kondrugon André 副会長
 Mr. Cabore Slif 副会長
 Mr. Korogo Idrissa 審判委員長
 Mr. Kini Daba 広報担当長
 Mr. Poda Watil Fred 事務局長

経済財政省

Mr. Léné Sebgo 局長

在ブルキナファソ日本国大使館

杉浦 勉

特命全権大使

福原 康二

二等書記官

JICA ブルキナ事務所

森谷 裕司

所長

樋渡 優子

ボランティア調整員

Adama Ouedraogo

現地職員

(4) 討議議事録及び当初要請からの変更点

最終的に同劇場と合意した討議議事録は別添のとおりである。

当初要請内容からの変更状況を表-12 に、新たに追加した機材を表-13 に示す。

表-12 当初要請及び修正版要請から削除または変更した機材

機材名	数量	削除・変更理由
【柔道機材】		
練習用畳	330⇒700	数量を配布先に合わせて700枚(14セット)に変更
柔道畳枠(ストレート・コーナー)	3⇒14	畳の数量に合わせて14セットに変更
柔道タイマー及びスコアボード	柔道タイマー1、スコアボード2⇒0	タイマーとスコアボードの必要性は認められるものの、他の器材との優先順位を総合的に勘案して削除
畳運搬車	12⇒0	必要性を考慮のうえ削除
【ハンドボール器材】		
公式ハンドボールゴール	3⇒0	当初要請目的に合致しない器材のため削除
ゴール用ネット	3⇒0	同上
得点板	3⇒0	同上
【バスケットボール】		
スプリングゴール	1⇒0	当初要請目的に合致しない器材のため削除
スプリングゴール用ショットクロック	1⇒0	同上
反則数表示板	1⇒0	同上
オルタネイティングポジション表示器	1⇒0	同上
【トレーニングマシン】		
チェストプレス	1⇒0	要請目的との関連性が明確でないため削除
シーテッド・ロー	1⇒0	同上
レッグエクステンション	1⇒0	同上
シーテッド・レッグカール	1⇒0	同上
レッグプレス&カーフレイズ	1⇒0	同上

フライ	1⇒0	同上
アブダクション	1⇒0	同上
アシスト・チン&ディップ	1⇒0	同上
体重計	5⇒0	小額器材であり、要請機関でも独自に購入することが可能と考えられるため削除
トレッドミル	3⇒0	要請目的との関連性が明確でないため削除
コードレスバイク	5⇒0	同上

表-13 当初要請から追加した機材

器材名	数量	追加理由
【柔道器材】		
畳(50枚/セット)	14	国際試合の実施のために必要。
柔道着(身長 160～170cm) 白色 (IJF 認定品)	15	国際試合の実施のために必要。
柔道着(身長 160～170cm) 青色 (IJF 認定品)	15	国際試合の実施のために必要。
柔道着(身長 170～180cm) 白色 (IJF 認定品)	15	国際試合の実施のために必要。
柔道着(身長 170～180cm) 青色 (IJF 認定品)	15	国際試合の実施のために必要。
柔道着(身長 180～190cm) 白色 (IJF 認定品)	15	国際試合の実施のために必要。
柔道着(身長 180～190cm) 青色 (IJF 認定品)	15	国際試合の実施のために必要。

柔道器材については、練習用畳を配布先のクラブ数に合わせて数量を変更し、それに合わせて柔道畳枠の数量も変更した。柔道タイマー及びスコアボード及び畳運搬車についても要請されたが、他の器材との優先順位等を考慮の上、削除とした。その他、国際試合実施のために、試合用柔道畳、試合用柔道着を追加した。

ハンドボール器材、バスケットボール器材、トレーニング器材については柔道振興に貢献するという要請目的に沿わないと考えられるため対象外とした。

また調査中に、最新の要請器材リストを確認したところ、追加で大会運営用機材(PC、音響機材など)の要請もあったが、本来の柔道愛好者の普及、技術力の向上という目標からは乖離しているため、協議の上削除とした。

COMPTE RENDU DES DISCUSSIONS
ETUDE PRELIMINAIRE
SUR LE PROJET POUR L'AMENAGEMENT DES EQUIPEMENTS DE
JUDO POUR LA FEDERATION BURKINABE DE JUDO DU BURKINA FASO

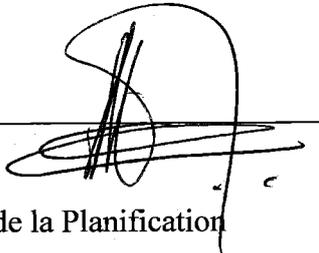
En réponse à la demande du gouvernement du Burkina Faso (ci-après dénommé "le Burkina Faso"), l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après dénommée "la JICA") a décidé de réaliser une étude préliminaire sur le projet pour l'aménagement des équipements de judo pour la fédération burkinabé de judo (ci-après dénommé "le Projet") et a confié l'étude au Système Japonais de Coopération Internationale (ci-après dénommé "le JICS").

La JICA a envoyé au Burkina Faso la mission de l'étude préliminaire (ci-dénoté "la Mission"), qui a prévue de rester dans le pays du 24 au 28 août 2009.

La Mission a discuté avec les fonctionnaires concernées du gouvernement du Burkina Faso et confirmé les détails de la demande. Les points principaux discutés sont décrits dans l'annexe ci-jointe.

Il est rappelé que l'exécution de l'étude préliminaire n'implique pas de décision ou d'engagement par la JICA d'accorder sa coopération financière non-remboursable pour le Projet à ce stade.

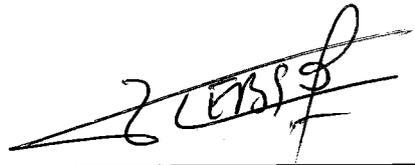
Ouagadougou, le 28 août 2009



M., Sidiki O. Traore
Directeur des Etudes et de la Planification
Ministère des Sports et des Loisirs



M., Satoshi HORIE
Chef
Mission de l'Etude Préliminaire de JICA



M., Léné Sebgo
Directeur Général de la Coopération
Ministère de l'Economie et des Finances



M., Antoine Zoungrana
Président
Fédération Burkinabé de Judo

Annexe

I. Titre du Projet

Le titre du Projet est "Projet pour l'aménagement des équipements de judo pour la fédération burkinabé de judo."

II. Objectif du Projet

L'objectif du Projet est de contribuer à moderniser et développer le parc des équipements afin d'avoir des installations nationales qui répondent aux standards internationaux.

III. Articles demandés par le Burkina Faso

1. Site du Projet

Le site du Projet est la Fédération Burkinabé de Judo.

2. Acquisition des équipements

Les détails des articles demandés sont inscrits sur l'Annexe 1.

3. Services de Consultant

Documentation de la Soumission, Travaux Secondaires pour la Soumission au Japon, et Supervision du Projet.

IV. Agences d'Exécution, Mécanismes de Coordination

Agence d'Exécution: Fédération Burkinabé de Judo

Agence Responsable: Ministère des Sports et des Loisirs

V. Programme de l'Aide Financière Non-Remboursable du Japon

1. La partie burkinabé comprend le Programme de l'Aide Financière Non-Remboursable du Japon, comme décrit à l'Annexe-2. En plus, la Mission a expliqué et la partie burkinabé a confirmé;

- 1) Le consultant du Projet sera recommandé par la JICA,
- 2) Les services du consultant sont limités au support et supervision des travaux au Japon, en raison de la limitation du budget de l'Aide,
- 3) La soumission du Projet sera tenu au Japon en présence du représentant(s) du Burkina Faso. Cependant, le coût pour assister à la soumission du Burkina Faso n'est pas couvert par l'Aide. Quand il n'y a aucun représentant du Burkina Faso au Japon, le gouvernement du Burkina Faso ou son autorité désignée confiera à un consultant la tenue de la soumission du Projet.

2. La partie burkinabé prendra les mesures nécessaires décrites à l'Annexe 3, pour exécuter sans heurts le Projet, comme une condition générale de l'Aide.

VI. Autres éléments significatifs



1. Responsabilités du Pays Bénéficiaire

Les deux parties ont confirmé que la fédération burkinabé de judo fera immédiatement les préparations suivantes en cas où le gouvernement du Japon déciderait de réaliser l'évaluation du Projet et la partie burkinabé accepterait la liste des équipements du Projet présentée via l'Ambassade du Japon :

- (1) Désigner un représentant du gouvernement du Burkina Faso comme témoin de la soumission avant sa notification ;
- (2) Enlever l'équipement existant et faire en sorte que l'électricité et la disposition des lieux d'installation soient prêts pour l'équipement acquis avant son arrivée au Burkina Faso ;
- (3) Assurer le budget nécessaire pour lesdites matières et les dispositions indiquées dans l'Annexe

2. Publicité sur le projet

Les activités suivantes seront réalisées en reconnaissance de la contribution de valeur faite par le peuple et le gouvernement du Japon pour le développement culturel du peuple burkinabé :

- (1) Mettre l'insigne de l'Aide Publique au Développement (APD) japonaise sur l'équipement donné ;
- (2) Mettre une plaque commémorative à l'entrée principale de la Fédération ;
- (3) Tenir une cérémonie de cession ;
- (4) Conduire une campagne de reconnaissance publique à travers les médias du pays ;
- (5) Promouvoir/augmenter l'appréciation publique à travers le site web de la Fédération ;

(FIN)

4 2 3 J

Liste des équipements demandés :

Les priorités "A, B, C" sont indiquées pour chaque article d'équipement ci-dessous.

Item No.	Item	Quantity	Priority
A-1	Judo Mat for training	700 units	A
A-2	Judo Mat Frame (wooden) straight and corner for 50 units	14 sets	A
A-3	Electronic Judo Timer and scoreboard	4 units	B
A-4	Judo Mat truck	3 units	B
A-5	Judogi for Training 160-170cm with belt	170 units	A
A-6	Judogi for Training 170-180cm with belt	170 units	A
A-7	Judogi for Training 180-190cm with belt	170 units	A
B-1	Judo Mat IJF Competition	3 sets	A
B-2	Judogi for IJF Competition 160-170cm white with belt	15 units	A
B-3	Judogi for IJF Competition 160-170cm blue with belt	15 units	A
B-4	Judogi for IJF Competition 170-180cm white with belt	15 units	A
B-5	Judogi for IJF Competition 170-180cm blue with belt	15 units	A
B-6	Judogi for IJF Competition 180-190cm white with belt	15 units	A
B-7	Judogi for IJF Competition 180-190cm blue with belt	15 units	A

♀ 2 83
II

AIDE FINANCIERE NON-REMBOURSABLE DU JAPON

Le Gouvernement du Japon (ci-après dénommé "le GdJ") réalise les réformes organisationnelles pour améliorer la qualité opérationnelle de l'APD (Aide Publique au Développement) et comme une partie de cette réorganisation, une nouvelle loi de JICA est entrée en vigueur le 1 octobre 2008. Sur la base de ladite loi et la décision du GdJ, la JICA est devenu l'agence exécutant l'Aide Financière Non-Remboursable pour les projets généraux, pour la Pêche et pour la coopération culturelle, etc.

L'Aide Financière Non-Remboursable est le fond non-remboursable à un pays bénéficiaire pour acquérir les facilités, l'équipement et les services (services d'ingénieur, transport des produits, etc.) dans le but du développement économique et social du pays en principe conformément aux lois et règlements pertinents du Japon. L'Aide Financière Non-Remboursable n'est pas fournie à travers le don d'équipement comme ceci.

1. Procédure de l'aide financière non-remboursable

L'Aide Financière Non-Remboursable Japonaise est effectuée comme suivant.

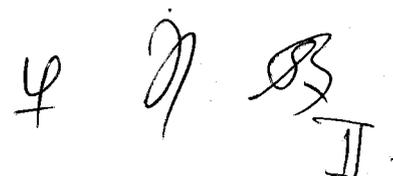
- Etude Préliminaire (ci-après dénommée "l'Etude")
 - Etude effectuée par la JICA
- Estimation et Approbation
 - Estimation par le GdJ et la JICA, et Approbation par le Conseil des ministres du Japon
- Détermination de l'Exécution
 - Echange de Notes entre le Japon et le pays bénéficiaire
- Accord de Don (ci-après dénommée "l'A/D")
 - Accord conclu entre la JICA et le pays bénéficiaire
- Exécution
 - Mise en œuvre du Projet sur la base de l'A/D

2. Etude Préliminaire

(1) Contenu de l'étude

Le but de l'étude est de fournir un document de base permettant de déterminer si un projet est exécutable ou non dans le cadre du Programme d'aide financière non-remboursable du Japon. Le contenu de l'étude est le suivant:

- Confirmer l'arrière-plan de la requête, les objectifs et les effets du Projet ainsi que les capacités de maintenance du pays bénéficiaire nécessaires à l'exécution du Projet
- Evaluer la pertinence de l'aide financière non-remboursable du point de vue technologique et socio-économique
- Confirmer le concept de base du plan convenu après discussions entre les deux parties
- Préparer un plan de base (une liste d'équipement) du Projet.



- Estimer les coûts du Projet

Le contenu de la requête par le pays bénéficiaire n'est pas obligatoirement approuvé en tant que contenu de l'aide financière non-remboursable. Le concept de base (liste finale d'équipement pour l'estimation) du projet doit être confirmé par rapport au cadre d'aide financière non-remboursable du Japon.

La JICA demande au gouvernement du pays bénéficiaire de prendre des mesures qui pourraient s'avérer pour assurer son indépendance lors de l'exécution du Projet. Ces mesures doivent être garanties même si elles n'entrent pas dans la juridiction de l'organisme du pays bénéficiaire en charge de l'exécution du Projet. Par conséquent, l'exécution du Projet doit être confirmée par toutes les organisations concernées du pays bénéficiaire par la signature des minutes de discussions.

(2) Sélection des consultants

En vue de la bonne exécution du Projet, la JICA effectue une sélection parmi les consultants enregistrés auprès de la JICA après avoir procédé à un examen des propositions soumises par ces derniers.

(3) Résultat de l'Etude

Le Rapport sur l'Etude est examiné par la JICA, et après que la détermination si le Projet est pertinent dans le cadre de l'aide financière non-remboursable soit confirmé, la JICA recommande le GdJ pour estimer l'exécution du Projet.

3. Plan de l'aide financière non-remboursable du Japon

(1) l'E/N et l'A/D

Après que le Projet soit approuvé par le Conseil des ministres du Japon, l'E/N sera signé entre le GdJ et le Gouvernement du pays bénéficiaire de faire une promesse de l'assistance suivie par la conclusion de l'A/D entre la JICA et le Gouvernement du pays bénéficiaire pour définir les articles nécessaires d'exécuter le Projet, tel que les conditions du paiement, les responsabilités du Gouvernement du pays bénéficiaire, et les conditions de l'acquisition.

(2) Sélection des consultants

A l'étape de conclusion du contrat entre le consultant et le pays bénéficiaire après l'E/N et l'A/D, la JICA recommande le même consultant que celui qui a participé à l'étude du concept de base afin d'assurer une cohérence technique entre l'étude du concept de base et le plan détaillé.

(3) Pays qui remplissent les conditions requises

En principe, l'Aide Financière Non-Remboursable Japonaise doit être réservée exclusivement à l'achat de produits provenant du Japon ou du pays bénéficiaire, et aux services des ressortissants japonais ou du pays bénéficiaire. Le terme "ressortissant japonais" signifie les personnes physiques japonaises ou les personnes morales japonaises dirigées par des personnes physiques japonaises. Lorsque les deux gouvernements le jugent nécessaire, l'aide financière non-

♀ 2 83 J

remboursable peut être utilisée pour les produits ou les services tels que le transport d'un pays tiers (autre que le Japon ou le pays bénéficiaire). Toutefois, dans le cadre de l'aide financière non-remboursable, les principaux contractants, à savoir le consultant, l'entrepreneur et la société de commerce nécessaires à l'exécution de l'aide doivent en principe être exclusivement des ressortissants japonais.

(4) Nécessité de la Vérification

Le Gouvernement du pays bénéficiaire ou son représentant autorisé conclura les contrats en Yen japonais avec les ressortissants japonais. Ces contrats seront vérifiés par la JICA. Cette "Vérification" est nécessaire car les fonds de l'aide financière non-remboursable proviennent des taxes des citoyens japonais.

(5) Dispositions à prendre par le gouvernement du pays bénéficiaire

Lors de l'exécution de l'aide financière non-remboursable, le pays bénéficiaire devra prendre les dispositions comme Annexe-3.

(6) " Usage adéquat"

Le Gouvernement du pays bénéficiaire est requis d'entretenir et d'utiliser les installations construites et les équipements achetés dans le cadre de l'aide financière non-remboursable de manière adéquate et efficace et de désigner le personnel nécessaire pour le fonctionnement et la maintenance ainsi que de prendre en charge toutes les dépenses autres que celles couvertes par l'aide financière non-remboursable.

(7) Exportation et Réexportation

Les produits achetés dans le cadre de l'aide financière non-remboursable ne doivent pas être exportés ou réexportés à partir du pays bénéficiaire.

(8) Arrangement Bancaire (A/B)

a) Le Gouvernement du pays bénéficiaire ou représentant autorisé devra ouvrir un compte à son nom dans une banque au Japon (ci-après dénommée la "Banque"). La JICA exécutera l'aide financière non-remboursable en procédant aux paiements en Yen japonais pour couvrir les obligations du gouvernement du pays bénéficiaire ou de son représentant autorisé conformément aux contrats vérifiés.

b) Les paiements seront effectués lorsque les demandes de paiement seront présentées par la Banque au gouvernement du Japon conformément à l'Autorisation de Paiement émise par le gouvernement du pays bénéficiaire ou de son représentant autorisé.

(9) Autorisation de Paiement (A/P)

Le Gouvernement du pays bénéficiaire devra régler à la banque la commission de notification de l'autorisation de paiement et la commission de paiement.

(10) Considérations sociales et environnementales

Un pays bénéficiaire doit assurer la prise en considération des questions sociales et

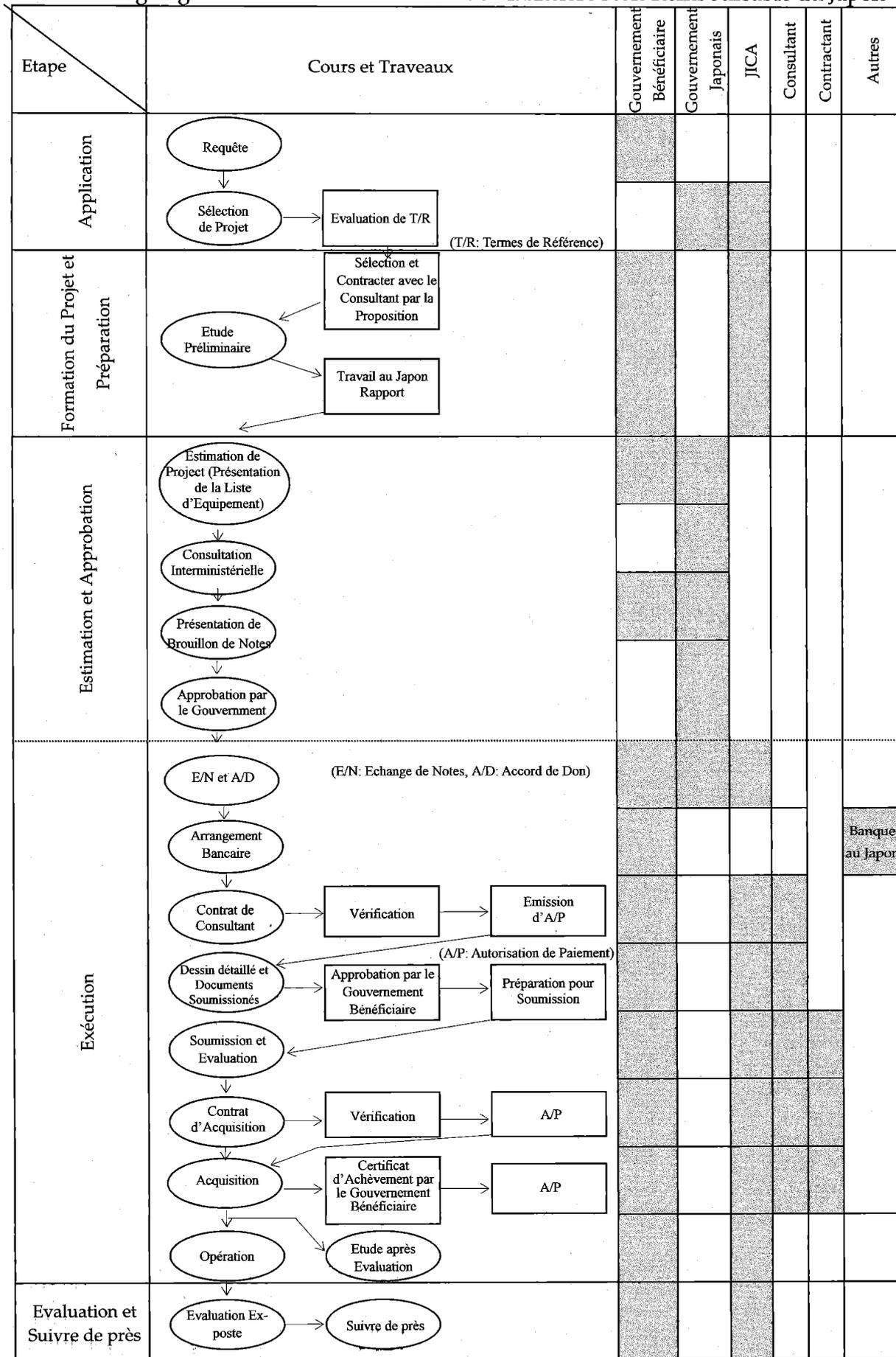


environnementales pour le Projet et doit suivre le règlement socio-environnemental du pays bénéficiaire et la JICA.

(Fin)

4 2 8
D.

Organigramme de Procédure de l'Aide Financière Non-Remboursable du Japon



Handwritten signatures and initials at the bottom right of the page.

Dispositions à prendre par le Gouvernement Bénéficiaire

N°	Articles	Couvert par le GdJ	Couvert par le pays bénéficiaire
1	Se charger les commissions suivantes en banque au Japon pour les services bancaires sur la base de l'arrangement bancaire		•
	1) commission d'aviser l'autorisation de paiement		•
	2) commission de paiement		•
2	Assurer le déchargement et le dédouanement au port de débarquement du pays bénéficiaire et assister le transport intérieur desdits produits		•
	1) Transport maritime (aérien) des produits du Japon au pays bénéficiaire	•	
	2) Transport intérieur du port de débarquement jusqu'au site du projet	•	
3	Assurer que des droits de douane, des taxes intérieurs et d'autres charges fiscales qui pourraient être imposés au pays bénéficiaire à l'égard de l'achat des produits et les services seront acquittés par l'Autorité sans utiliser le don		•
4	Accorder aux nationaux japonais dont les services seront nécessaires pour la fourniture des produits et les services selon le contrat vérifié, les facilités nécessaires pour leurs entrées et séjours au pays bénéficiaire, afin qu'ils puissent effectuer leur travail		•
5	Assurer que les facilités et l'équipement seront entretenus et utilisés d'une manière convenable et efficace pour l'exécution du Projet		•
6	Se charger de tous les frais nécessaires pour l'exécution du Projet à part les frais qui sont couverts par le Don		•

4 2 83

ブルキナファソ国向けブルキナファソ柔道連盟柔道器材整備計画
事前調査討議議事録

ブルキナファソ国(以下「ブ」国という。)政府の要請を受け、国際協力機構(以下「JICA」という。)は、ブルキナファソ柔道連盟柔道器材整備計画に関する事前調査実施を決定し、日本国際協力システム(以下「JICS」という。)に次の右調査の実施を委託した。

JICA は、事前調査団(以下「調査団」という。)を 2009 年 8 月 24 日から 28 日まで「ブ」国に派遣した。

調査団は、「ブ」国政府関係者(以下「ブ」国側という。)と討議を行い、要請の詳細を確認した。討議の主要事項は添付文書のとおりである。

事前調査を実施することは現段階で JICA が援助を行うことを決定したという意味ではない。

ワガドゥグ市、2009 年 8 月 28 日

シディキ オー トラオレ
調査・計画局長
スポーツ・余暇省

堀江 聡
調査団長
国際協力機構事前調査団

レネ セブゴ
国際協力局長
経済財政省

アントニ ゾングラナ
会長
ブルキナファソ柔道連盟

添付文書

I. 案件名

案件名は「ブルキナファソ柔道連盟柔道器材整備計画」である。

II. 案件の目的

案件の目的は、国際基準に準拠し国立施設にするために機材を最新のものにするとともに、機材の種類を拡大することである。

III. 「ブ」国側要請器材について

1. プロジェクトサイト

案件の実施場所はブルキナファソ柔道連盟である。

2. 器材調達

要請器材の詳細は、添付-1 に示すとおりである。

3. コンサルタントサービス

入札図書準備、日本での入札補助業務及び案件監理

IV. 実施機関、協力メカニズム

実施機関:ブルキナファソ柔道連盟

責任機関:スポーツ・余暇省

V. 日本無償資金援助スキーム

1. 「ブ」国側は、添付-2 に示す日本無償資金援助スキームを理解した。

また、調査団は次のことを説明し、「ブ」側は確認した。

1) 案件のコンサルタントは JICA によって推薦される。

2) コンサルタント業務は、援助の予算制限により日本での補助及び監理に限られる。

3) 案件の入札は、「ブ」国の代表者の出席のもと日本で行われる。「ブ」国からの入札参加費用は援助資金では支払われない。日本に「ブ」国の代表者がいない場合は、「ブ」国政府又は指定された機関は入札のためにコンサルタントを委任する。

2. 日本の無償資金援助の実施条件として、「ブ」国側は円滑な実施のために別添-3 に示すとおり、必要とされる措置を講じる。

VI. 関連事項

1. 被援助国の責任

日本政府がプロジェクト査定を行うことを決定し、「ブ」側が日本大使館を通じて提示された本プロジェクトの機材リストに同意した場合には、両者は速やかに次のプロジェクト実施のために準備を行うことを確認した。

- (1) 入札会に立ち会う「ブ」国の代表者を公示前に任命する。
- (2) 調達予定器材が「ブ」国に到着する前に既存器材を移動し、電源の供給や、施設の準備をする。
- (3) 上記及び添付文書に従って必要な予算を確保する。

2. 文化無償における広報活動

日本国政府及び国民が「ブ」国民の文化的発展のために貴重な貢献をしたことを認識するため、次のことを実施する。

- (1) 日本の ODA マークを援助器材に貼る。
- (2) 柔道連盟の玄関に銘板を設置する。
- (3) 引渡し式を開催する。
- (4) 「ブ」国内のマスメディアを通じて広報を行う。
- (5) 柔道連盟のホームページ上で広く公に感謝の意を表す。